# ガス事業法施行規則 （昭和四十五年通商産業省令第九十七号）

## 第一章　総則

#### 第一条（定義）

この省令において使用する用語は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「法」という。）およびガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

##### ２

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

* 一  
  「高圧」とは、ガスによる圧力であつて、一メガパスカル以上の圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）をいう。
* 二  
  「中圧」とは、ガスによる圧力であつて、〇・一メガパスカル以上一メガパスカル未満の圧力をいう。
* 三  
  「低圧」とは、ガスによる圧力であつて、〇・一メガパスカル未満の圧力をいう。
* 四  
  「熱量」とは、標準状態の乾燥したガス一立方メートル中で測定される総熱量をいう。
* 五  
  「液化ガス」とは、常用の温度において、圧力が〇・二メガパスカル以上となる液化ガスであつて、現にその圧力が〇・二メガパスカル以上であるもの又は圧力が〇・二メガパスカルとなる場合の温度が三十五度以下である液化ガスをいう。
* 六  
  「移動式ガス発生設備」とは、導管等の工事を行つた場合及び災害その他非常の場合に、ガス事業者が、既に供給しているそのガスの使用者に対し、ガスを一時的に供給するための移動可能なガス発生設備であつて、告示で定める方法により算出した貯蔵能力（以下単に「貯蔵能力」という。）が、貯蔵するガスが液化ガスの場合は零キログラムを超え一万キログラム未満、貯蔵するガスが圧縮ガスの場合は零立方メートルを超え一万立方メートル未満であるものをいう。
* 七  
  「大口供給」とは、次のいずれにも適合する小売供給をいう。
* 八  
  「特定導管」とは、ガス（メタンを主成分とするガスであつて、十二Ａ又は十三Ａのガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる十二Ａ又は十三Ａのガスグループをいう。以下同じ。）に属するものに限る。）を供給する導管であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

#### 第二条（託送供給）

法第二条第四項第一号の経済産業省令で定める範囲は、同号の他の者のガスを供給する事業の用に供するためのガスの量の変動の範囲とする。

##### ２

法第二条第四項第二号の経済産業省令で定める範囲は、同号の他の者のガスの需要の量の変動の範囲とする。

#### 第三条（一般ガス導管事業に該当しない導管の要件）

法第二条第五項の経済産業省令で定める要件に該当する導管は、次に掲げる導管とする。

* 一  
  十二Ａ及び十三Ａのガスグループ以外のガスグループに属するガスを供給する導管
* 二  
  特定ガス発生設備において発生させたガスを供給する導管（前号に掲げるものを除く。）

#### 第四条（特定ガス導管事業に該当しない導管の要件）

法第二条第七項の経済産業省令で定める要件に該当する導管は、次に掲げる導管とする。

* 一  
  メタン以外の成分を主成分とするガスを供給する導管
* 二  
  メタンを主成分とするガス（十二Ａ及び十三Ａのガスグループ以外のガスグループに属するものに限る。）を供給する導管
* 三  
  メタンを主成分とするガス（十二Ａ及び十三Ａのガスグループ以外のガスグループに属するものを除く。）を供給する導管であつて、次のいずれかに該当するもの
* 四  
  基準量に達しない量のガスを供給地点において供給する導管

##### ２

次の各号に掲げる導管は、前項各号に掲げる導管に該当しない導管とみなす。

* 一  
  前項各号に掲げる導管以外の導管と一体として運用される導管
* 二  
  一般ガス導管事業者がその供給区域以外の地域において設置する導管であつて、当該供給区域内におけるその事業の用に供する導管と接続するもの（専ら一般ガス導管事業の用に供するものを除く。）

#### 第五条（ガス製造事業に該当する液化ガス貯蔵設備の要件）

法第二条第九項の経済産業省令で定める要件に該当する液化ガス貯蔵設備は、一の製造所におけるその容量の合計が二十万キロリットル以上のものであつて、ガス事業の用に供する導管と接続しているものをいう。

## 第二章　ガス小売事業

### 第一節　事業の登録

#### 第六条（ガス小売事業の登録申請）

法第四条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

##### ２

法第四条第一項第三号ロの経済産業省令で定める導管は、申請者が維持し、及び運用する導管のうち主要な導管とする。

##### ３

法第四条第一項第七号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
* 二  
  その行うガス小売事業以外の事業の概要

##### ４

法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

* 一  
  法第六条第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面
* 二  
  様式第二のガス小売事業遂行体制説明書
* 三  
  様式第三の苦情等処理体制説明書
* 四  
  申請者が法第二条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者である場合にあつては、供給地点群（特定ガス発生設備に係るガスの供給地点であつて一の団地内にあるものの総体をいう。以下同じ。）の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図
* 五  
  申請者がガス工作物を維持し、及び運用しようとする場合にあつては、小売供給を行おうとする地域ごとに次の書類
* 六  
  申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書
* 七  
  申請者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書
* 八  
  申請者が法人以外の者である場合であつて、当該申請者が事業を営んでいるときは、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
* 九  
  申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者がガス小売事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

##### ５

経済産業大臣は、法第四条第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、他の者からそのガス小売事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合における当該ガスの供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

#### 第七条（軽微な変更）

法第七条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  変更後の最大ガス需要として見込まれる値（以下この項において「変更後最大ガス需要値」という。）が直近供給能力値未満であるもの
* 二  
  変更後の供給能力として見込まれる値が直近ガス需要値を超えるもの
* 三  
  供給地点の数の変更であつて、変更後最大ガス需要値が直近供給能力値未満であるもの

##### ２

前項において「直近ガス需要値」とは、直近の法第五条第一項（法第七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された最大ガス需要の値をいい、「直近供給能力値」とは、直近の法第五条第一項（法第七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された供給能力の値をいう。

#### 第八条（変更登録の申請）

法第七条第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

##### ２

法第七条第三項において準用する法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、変更を必要とする理由を記載したものとする。

##### ３

経済産業大臣は、法第七条第二項の変更登録の申請書を提出した者に対し、前項の書類のほか、他の者からそのガス小売事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合における当該ガスの供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

#### 第九条（変更の届出）

法第七条第四項の規定による法第四条第一項各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第五のガス小売事業氏名等変更届出書（同項第一号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類を含む。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

法第七条第四項の規定による第七条第一項各号に掲げる軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第六のガス小売事業変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第十条（ガス小売事業者の地位の承継の届出）

法第八条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第七のガス小売事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  ガス小売事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があつたことを証する書類
* 二  
  ガス小売事業者の地位を承継した者がガス小売事業者以外の者である場合にあつては、次に掲げる書類

#### 第十一条（ガス小売事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

法第九条第一項の規定によるガス小売事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第八のガス小売事業休止（廃止）届出書に同条第三項の規定によりその小売供給の相手方に対し周知させるために行つた措置の内容を記載した書類及び事業の休止（廃止）の理由を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

法第九条第二項の規定によるガス小売事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第九の解散届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第十二条（ガス小売事業の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知）

法第九条第三項の規定により周知させようとするガス小売事業者は、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、その事業を休止し、又は廃止しようとする旨をその小売供給の相手方に対して適切に周知させなければならない。

* 一  
  訪問
* 二  
  電話
* 三  
  郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付
* 四  
  電子メールの送信
* 五  
  当該ガス小売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたその事業を休止し、又は廃止しようとする旨の情報を電気通信回線を通じて当該小売供給の相手方の閲覧に供する方法

### 第二節　業務

#### 第十三条（供給条件の説明等）

法第十四条第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。  
ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、ガス小売事業者が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「契約媒介業者等」という。）の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

* 一  
  当該ガス小売事業者の氏名又は名称及び登録番号
* 二  
  当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨及び当該契約媒介業者等の氏名又は名称
* 三  
  当該ガス小売事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯
* 四  
  当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、当該契約媒介業者等の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯
* 五  
  当該小売供給契約の申込みの方法及び当該申込みの取扱いに関する事項
* 六  
  当該小売供給開始の予定年月日
* 七  
  当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）
* 八  
  導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項
* 九  
  前二号に掲げるもののほか、当該小売供給を受けようとする者の負担となるものがある場合にあつては、その内容
* 十  
  前三号に掲げる当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの全部又は一部を期間を限定して減免する場合にあつては、その内容
* 十一  
  ガス使用量の計測方法及び料金調定の方法
* 十二  
  当該小売供給に係る料金その他の当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの支払方法
* 十三  
  供給するガスの熱量の最低値及び標準値その他のガスの成分に関する事項
* 十四  
  ガス栓の出口におけるガスの圧力の最高値及び最低値
* 十五  
  供給するガスの属するガスグループ並びに当該小売供給を受けようとする者からの求めがある場合にあつては、燃焼速度及びウォッベ指数
* 十六  
  一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から託送供給を受けて当該小売供給を行う場合にあつては、託送供給約款に定められた小売供給の相手方の責任に関する事項（第二十五号に掲げる事項を除く。）
* 十七  
  当該小売供給契約に期間の定めがある場合にあつては、当該期間
* 十八  
  当該小売供給契約に期間の定めがある場合にあつては、当該小売供給契約の更新に関する事項
* 十九  
  当該小売供給の相手方が当該小売供給契約の変更又は解除の申出を行おうとする場合における当該ガス小売事業者（当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、当該契約媒介業者等を含む。）の連絡先及びこれらの方法
* 二十  
  当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に期間の制限がある場合にあつては、その内容
* 二十一  
  当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に伴う違約金その他の当該小売供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容
* 二十二  
  前二号に掲げるもののほか、当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に係る条件等がある場合にあつては、その内容
* 二十三  
  当該ガス小売事業者からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に関する事項
* 二十四  
  災害その他非常の場合における当該小売供給の制限又は中止に関する事項
* 二十五  
  導管、器具、機械その他の設備に関する一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、当該ガス小売事業者及び当該小売供給の相手方の保安上の責任に関する事項
* 二十六  
  当該小売供給の相手方のガスの使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に制限がある場合にあつては、その内容
* 二十七  
  前各号に掲げるもののほか、当該小売供給に係る重要な供給条件がある場合にあつては、その内容

##### ２

ガス小売事業者又はガス小売事業者が行う小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者（以下この条及び次条において「取次業者」という。）が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第十四条第一項の規定による説明は、前項の規定にかかわらず、同項第十七号に掲げる事項について行えば足りるものとする。  
ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

##### ３

ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第十四条第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えば足りるものとする。  
ただし、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

##### ４

ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第十四条第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要について行えば足りるものとする。  
ただし、当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

##### ５

法第十四条第二項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

* 一  
  法第十四条第二項の書面を交付することなく電話により同条第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合
* 二  
  ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合であつて、法第十四条第二項の書面を交付することなく同条第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合
* 三  
  ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）であつて、法第十四条第二項の書面を交付することなく同条第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

##### ６

ガス小売事業者等（法第十四条第一項に規定するガス小売事業者等をいう。以下同じ。）は、前項第一号に掲げる場合においては、法第十四条第一項の規定による説明を行つた後遅滞なく、小売供給を受けようとする者に対し、同条第二項の書面を交付しなければならない。

##### ７

法第十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項とする。

##### ８

ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十七号に掲げる事項とする。  
ただし、同条第一項の規定による説明として、ガス小売事業者等が同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

##### ９

ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、第七項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものとする。  
ただし、同条第一項の規定による説明として、ガス小売事業者等が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

##### １０

ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、第七項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要とする。  
ただし、同条第一項の規定による説明として、ガス小売事業者等が当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

##### １１

法第十四条第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

* 一  
  電子メールを送信する方法であつて、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
* 二  
  当該ガス小売事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第七項、第八項本文、第九項本文又は前項本文に規定する事項（以下この条において「説明時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあつては、当該ファイルに記録された説明時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された説明時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）
* 三  
  磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法

##### １２

ガス小売事業者等は、法第十四条第三項の規定により、前項各号に掲げる方法により説明時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあつたときは、その者に対し、説明時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。

#### 第十四条（書面の交付）

法第十五条第一項の経済産業省令で定める場合は、ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をした場合に限る。）であつて、同項の書面を交付しないことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合とする。

##### ２

法第十五条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  当該ガス小売事業者の登録番号
* 二  
  当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨
* 三  
  前条第一項第三号から第二十七号まで（第五号を除く。）に掲げる事項（ガス小売事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合にあつては、同項第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯を除く。）
* 四  
  供給地点特定番号（小売供給を受けようとする者の需要場所を特定することができる番号をいう。以下この条において同じ。）

##### ３

ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新した場合における法第十五条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、前条第一項第十七号に掲げる事項及び供給地点特定番号とする。  
ただし、法第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項、前条第一項第十七号に掲げる事項並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

##### ４

ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（第一項に規定する場合を除く。）における法第十五条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、法第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したもの及び供給地点特定番号とする。  
ただし、同項第一号及び第二号に掲げる事項、第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したもの並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

##### ５

法第十五条第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

* 一  
  電子メールを送信する方法であつて、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
* 二  
  当該ガス小売事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項各号に掲げる事項又は第三項本文若しくは前項本文に規定する事項（以下この条において「契約締結時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあつては、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）
* 三  
  磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法

##### ６

ガス小売事業者等は、法第十五条第二項の規定により、前項各号に掲げる方法により契約締結時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあつたときは、その者に対し、契約締結時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。

#### 第十五条（電磁的方法の種類及び内容）

令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

* 一  
  第十三条第十一項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、ガス小売事業者等が使用するもの
* 二  
  ファイルへの記録の方式

#### 第十六条（ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

* 一  
  電子メールを送信する方法であつて、ガス小売事業者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
* 二  
  当該ガス小売事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供し、当該ガス小売事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法
* 三  
  磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

#### 第十七条（熱量、圧力及び燃焼性の測定方法）

法第十八条の規定による熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」という。）の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。  
ただし、特定ガス発生設備であつて液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第十三条第一項に規定する液化石油ガスの規格に適合する液化石油ガスを充てんした容器（以下「特定容器」という。）を使用するものに係る場合にあつては熱量を、特定ガス発生設備に係る場合又は液化石油ガス（プロパン、ブタン、プロピレン及びブチレンを主成分とするガスを液化したものをいう。以下同じ。）を原料としてガスを発生させ、これをその成分に変更を加えることなく供給する場合（特定ガス発生設備に係る場合を除く。）にあつては燃焼性を、大口供給を行う場合にあつては熱量等をそれぞれ測定することを要しない。

* 一  
  熱量にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口（当該出口における測定が困難な場合において経済産業大臣（その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある者（ガス小売事業に係る業務を行う区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に係る場合は、産業保安監督部長。以下この項及び次項において同じ。）が指定したときは、その指定する場所。以下第三号において同じ。）において、告示で定める方法により測定すること。  
  ただし、特定ガス発生設備（特定容器を使用するものを除く。）に係る場合には、容器に充てんする液化石油ガス又は天然ガスの成分をガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が指定する場所において当該産業保安監督部長が指定する方法により測定することにより熱量の測定に代えることができる。
* 二  
  圧力にあつては、常時、ガスホルダーの出口（他のガスホルダー又は整圧器にガスを送出するためのものを除く。以下第七十八条、第百二十六条及び第百四十四条において同じ。）、整圧器（ガスの圧力が異常に上昇することを防止する装置が設けられ、道路に平行して埋設されている導管からガスの使用者が所有し、又は占有する建物に引き込むための導管上に設置されたもの及びこれに準ずるものであつて、経済産業大臣が指定するものを除く。以下第七十八条及び第百二十六条において同じ。）の出口、調整装置（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給を行う者が当該供給のために用いるものに限る。）の出口及び経済産業大臣が指定する場所において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。
* 三  
  燃焼性にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口において、燃焼速度及びウォッベ指数について告示で定める方法により測定すること。  
  ただし、ガスの燃焼速度がそのガスを製造するガス発生設備の種類及び型式並びにその運転方法に照らして一定範囲にあることが明らかであるとして経済産業大臣の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行う場合にあつては、燃焼速度について測定することを要しない。

##### ２

前項の規定にかかわらず、移動式ガス発生設備における熱量等の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。  
ただし、熱量及び燃焼性が測定されたガス若しくは液化ガスを用いてその成分に変更を加えることなく供給する場合又は液化石油ガスを原料として特定容器においてガスを発生させ、これをその成分に変更を加えることなく供給する場合にあつては、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

* 一  
  熱量、燃焼性にあつては、容器に充てんしたガス又は液化ガスを原料として発生させたガスをその成分に変更を加えることなく供給する場合については、充てん終了から供給開始までの間に当該容器ごとに一回、それ以外の場合については、供給開始後毎日一回、移動式ガス発生設備の出口において告示で定める方法により測定すること。  
  ただし、ガスの熱量、燃焼速度又はウォッベ指数がそのガスを製造するガス発生設備の種類及び型式並びにその運転方法に照らして一定範囲にあることが明らかであるとして経済産業大臣の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行うとき、又はその承認を受けたガス事業者から当該ガス発生設備の貸与を受けている場合であつて、災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一号に規定する災害をいう。以下第七十八条第二項第一号において同じ。）の復旧を図るためその承認を受けたところに従つてガスの製造を行うときは、熱量、燃焼速度又はウォッベ指数について測定することを要しない。
* 二  
  圧力にあつては、常時、移動式ガス発生設備の出口において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。  
  ただし、一の使用者にガスを供給するためのものにあつてはこの限りでない。

##### ３

災害その他の非常時にガスの熱量及び燃焼性を測定することが困難な場合において、熱量及び燃焼性が測定された液化天然ガスを用いてその成分に変更を加えることなく一時的に供給するときは、第一項の規定にかかわらず、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

##### ４

法第十八条の規定による熱量等の測定の結果の記録は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

* 一  
  熱量の測定の結果については、様式第十又は様式第十一によること。  
  ただし、第一項第一号ただし書の規定により成分を測定した場合にあつては、様式第十二によりその測定の結果を記録しなければならない。
* 二  
  圧力の測定の結果については、圧力計の記録方法によること。
* 三  
  燃焼性の測定の結果については、様式第十三によること。
* 四  
  第一項ただし書のうち特定容器の使用に係る場合にあつては、液化石油ガスの規格の名称及び充てん年月日を様式第十四により記録すること。

##### ５

前項の測定の結果の記録は、一年間保存しなければならない。

#### 第十八条（電磁的方法による保存）

法第十八条に規定する測定の結果の記録は、前条第四項各号に掲げるところにより、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第百九十八条及び第百九十九条を除き、以下同じ。）により作成し、保存することができる。

##### ２

前項の規定による保存をする場合には、同項の測定の結果の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

##### ３

第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

#### 第十九条（供給計画の期間）

法第十九条第一項の経済産業省令で定める期間は、三年とする。

##### ２

大規模かつ急速な都市化が進行する地域において、計画的かつ合理的なガスの供給を確保するため三年をこえる期間について計画を作成させる必要があるとして経済産業大臣が指定した一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管によりガスを供給するガス小売事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、五年とする。

#### 第二十条（供給計画の届出）

法第十九条第一項の規定によるガスの供給計画の届出をしようとする者は、初年度以降前条第一項又は第二項に規定する期間におけるガスの需要及び供給、ガス工作物、設備投資その他のガス小売事業に関する事項を記載した様式第十五の供給計画届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

法第十九条第二項の規定によるガスの供給計画の変更の届出をしようとする者は、様式第十六の供給計画変更届出書に変更を必要とする理由及び当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

### 第三節　ガス工作物

#### 第二十一条（公共の安全の確保上特に重要なガス工作物）

法第二十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定めるガス工作物は、告示で定めるガスを使用する建物ごとの区分（以下「建物区分」という。）のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物、高層建物、特定大規模建物、特定中規模建物、特定公共用建物、工業用建物（木造その他これに類する構造の建物を除く。）、一般業務用建物（木造その他これに類する構造の建物（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校並びに児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所を除く。）を除く。）又は一般集合住宅（木造その他これに類する構造の建物を除く。）に対するガスの供給のために施設するガス工作物とする。

#### 第二十二条（成分の検査方法）

法第二十三条の規定によるガスの成分の検査は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。  
ただし、ガス中の硫黄全量、硫化水素及びアンモニアの成分が原料の種類に照らして一定数量以下であることが明らかであるとして経済産業大臣（ガス小売事業者であつて、その事業に係る業務を行う区域の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるもの（その事業に係るガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に係る場合は、産業保安監督部長。以下この項において同じ。）の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行う場合及びガスの使用者に対し専用の導管により大口供給を行う場合にあつては、当該ガスの成分の検査を要せず、食品廃棄物、下水汚泥又はこれらを混合したものであつて、その含水率が八十五パーセント以上のものを原料として発酵させたメタンを主成分とするガスを供給する場合にあつては、アンモニアの成分について検査することを要しない。

* 一  
  ガス（天然ガス又はプロパン、ブタン、プロピレン若しくはブチレンを主成分とするガス及びこれらを原料として製造したガス並びにこれらに空気を混入したガスを除く。）の硫黄全量、硫化水素及びアンモニアについて毎週一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口（当該出口における測定が困難な場合において経済産業大臣が指定したときは、その指定する場所）において、日本工業規格Ｋ二三〇一（二〇一一）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」に規定する方法により検査するものとする。
* 二  
  ガス小売事業者が前号の検査をしたガスの成分の量を記録する方法は、様式第十七により記録するものとし、その記録の保存の期間は、一年間とする。

##### ２

法第二十三条の経済産業省令で定める数量は、標準状態における乾燥したガス一立方メートルにつき、硫黄全量にあつては、〇・五グラム、硫化水素にあつては、〇・〇二グラム、アンモニアにあつては、〇・二グラムとする。

#### 第二十三条（電磁的方法による保存）

法第二十三条に規定する記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

##### ２

前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

##### ３

第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

#### 第二十四条（保安規程）

法第二十四条第一項の保安規程は、次の事項（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給を行う者にあつては、当該供給に係る第八号及び第九号の事項を除く。）について定めるものとする。

* 一  
  ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
* 二  
  ガス主任技術者が旅行、疾病その他事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。
* 三  
  ガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
* 四  
  ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第九号に掲げるものを除く。）。
* 五  
  ガス工作物の運転又は操作に関すること。
* 六  
  ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第九十二条第一項第六号及び第百四十八条第一項第六号において同じ。）の確保に関すること。
* 七  
  導管の工事の方法に関すること。
* 八  
  導管の工事現場の責任者の条件その他導管の工事現場における保安監督体制に関すること。
* 九  
  導管の周囲においてガス工作物の工事以外の工事が行われる場合における当該導管の維持及び運用に関する保安に関すること。
* 十  
  災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。
* 十一  
  ガス工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての記録に関すること。
* 十二  
  ガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者であつて保安規程に違反した者に対する措置に関すること。
* 十三  
  その他ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項に関すること。

##### ２

大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内にガス工作物を設置するガス小売事業者（同法第六条第一項に規定する者を除く。次項において同じ。）にあつては、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

* 一  
  大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び同条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）の伝達に関すること。
* 二  
  警戒宣言が発せられた場合における防災に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
* 三  
  警戒宣言が発せられた場合における保安要員の確保に関すること。
* 四  
  警戒宣言が発せられた場合におけるガス工作物の巡視、点検及び検査並びに運転又は操作に関すること。
* 五  
  警戒宣言が発せられた場合における防災に関する設備及び資材の確保、点検及び整備に関すること。
* 六  
  警戒宣言が発せられた場合に地震防災に関しとるべき措置に係る教育、訓練及び広報に関すること。
* 七  
  その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関すること。

##### ３

大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内においてガス工作物を設置しているガス小売事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第二十四条第二項の規定による届出をしなければならない。

##### ４

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス小売事業者（同法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

* 一  
  南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。
* 二  
  南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

##### ５

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域内においてガス工作物を設置しているガス小売事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第二十四条第二項の規定による届出をしなければならない。

##### ６

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス小売事業者（同法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

* 一  
  日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。
* 二  
  日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

##### ７

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内においてガス工作物を設置しているガス小売事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第二十四条第二項の規定による届出をしなければならない。

##### ８

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）が適用されるガス工作物を設置するガス小売事業者にあつては、当該ガス工作物に係る第一項から前項までに掲げる事項について保安規程に定めないことができる。

#### 第二十五条

法第二十四条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第十八の保安規程届出書を提出しなければならない。

##### ２

法第二十四条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十九の保安規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

#### 第二十六条（ガス主任技術者の選任等）

法第二十五条第一項の規定によるガス主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業場（電気事業法が適用されるガス工作物のみを設置しているものを除く。）ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

##### ２

ガス小売事業者は、前項の表第一号及び第二号に掲げる事業場におけるガス主任技術者の選任については、選任に係る事業場に駐在しない者をガス主任技術者に選任し、又はガス主任技術者に二以上の事業場のガス主任技術者を兼ねさせてはならない。  
ただし、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第四号に係るものを受けた場合は、この限りでない。

##### ３

ガス小売事業者は、第一項の表第三号に掲げる事業場におけるガス主任技術者の選任については、経済産業大臣が告示で定める範囲内において、他の供給地点群に係る特定製造所のガス主任技術者を兼ねさせることができる。

#### 第二十七条（実務の経験）

法第二十五条第一項の経済産業省令で定める実務の経験は、甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者にあつては製造又は供給の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に通算して一年以上従事したこととし、乙種ガス主任技術者免状及び丙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者にあつては実務の経験を要しないこととする。

##### ２

前項に規定する経験は、当該経験と同等以上の実務の経験であると経済産業大臣が認定した経験をもつて代えることができる。

##### ３

前項の規定による経済産業大臣の認定を受けようとする者は、様式第二十の実務経験認定申請書に次の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  実務の経験に関する説明書
* 二  
  履歴書

#### 第二十八条（ガス主任技術者の選解任の届出）

法第二十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一のガス主任技術者選任又は解任届出書を提出しなければならない。  
この場合において、その者が第二十六条第一項の表第二号に掲げる者であるときは、ガス主任技術者の解任に係る場合を除き、前条第一項の経験を有することを証する書類を添付しなければならない。

#### 第二十九条（ガス主任技術者免状の様式）

法第二十六条第一項に規定するガス主任技術者免状は、様式第二十二によるものとする。

#### 第三十条（免状の種類による監督の範囲）

法第二十六条第二項の経済産業省令で定めるガス工作物の工事、維持及び運用の範囲は、次の上欄に掲げるガス主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

#### 第三十一条（知識及び技能の認定）

法第二十六条第三項第二号の規定による経済産業大臣の認定を受けようとする者は、様式第二十三のガス主任技術者資格認定申請書に次の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  ガス工作物の工事、維持又は運用に関する知識及び技能に関する説明書
* 二  
  履歴書

#### 第三十二条（免状の交付の手続）

ガス主任技術者免状の交付を受けようとする者は、様式第二十四のガス主任技術者免状交付申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。  
ただし、経済産業大臣が法第二十八条第一項の規定により免状交付事務の委託を行う場合は、様式第二十五のガス主任技術者免状交付申請書を指定試験機関に提出しなければならない。

#### 第三十三条（免状の再交付の手続）

ガス主任技術者免状の記載事項に変更を生じ、又はガス主任技術者免状を汚し、損じ、若しくは失つてその再交付を受けようとする者は、様式第二十六のガス主任技術者免状再交付申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。  
ただし、経済産業大臣が法第二十八条第一項の規定により免状交付事務の委託を行う場合は、様式第二十七のガス主任技術者免状再交付申請書を指定試験機関に提出しなければならない。

##### ２

前項のガス主任技術者免状再交付申請書には、記載事項に変更を生じ、汚し、若しくは損じたガス主任技術者免状又はガス主任技術者免状を失つたことを証する書類を添付しなければならない。

#### 第三十四条（ガス主任技術者試験の実施細目）

ガス主任技術者試験は、次に掲げる科目の範囲内で、筆記試験によつて行う。

* 一  
  ガス事業関係法令（保安に関するものに限る。）
* 二  
  ガスに関する物理及び化学理論
* 三  
  ガス工作物の工事、維持及び運用に関する技術
* 四  
  ガス工作物の構造及び機能
* 五  
  ガスの成分分析及び熱量等の測定
* 六  
  ガス器具の構造及び機能

#### 第三十五条

前条に規定するもののほか、ガス主任技術者試験を行う場所及び期日、ガス主任技術者試験受験願書の提出期限その他ガス主任技術者試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、告示する。

#### 第三十六条

ガス主任技術者試験に合格した者の受験番号は、官報に公示する。

#### 第三十七条（免状交付事務に係る委託契約書の記載事項）

令第三条第一号ニの経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  委託契約代金に関する事項
* 二  
  指定試験機関による経済産業大臣への報告に関する事項

#### 第三十八条（免状交付事務に係る公示）

令第三条第二号の規定による公示は、次に掲げる事項を明らかにすることにより行うものとする。

* 一  
  委託に係る免状交付事務の内容
* 二  
  委託に係る免状交付事務を処理する場所

#### 第三十九条（工事計画の届出）

法第三十二条第一項の経済産業省令で定めるガス工作物の設置又は変更の工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げるものとする。

##### ２

法第三十二条第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、別表第一の中欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外の変更とする。

##### ３

法第三十二条第八項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画の記載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

#### 第四十条

法第三十二条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十八の工事計画（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。  
ただし、その届出が廃止の工事に係る場合は、第二号及び第三号の書類を添付することを要しない。

* 一  
  工事計画書
* 二  
  当該ガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類
* 三  
  工事工程表
* 四  
  変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

##### ２

前項第一号の工事計画書には、届出に係るガス工作物の種類に応じて、別表第二の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。  
この場合において、その届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

##### ３

別表第一の中欄に掲げる工事の計画を分割して法第三十二条第一項前段の規定による届出をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその届出をしなければならない。

#### 第四十一条

法第三十二条第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十九の工事計画軽微変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

#### 第四十二条（添付書類の省略）

法第三十二条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス工作物に係る場合は、当該ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。第四十五条第四号において同じ。）がその届出に係るガス工作物の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第四十条第一項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

#### 第四十三条（使用前検査）

法第三十二条第一項又は第二項の設置又は変更の工事をするガス工作物であつて、法第三十三条第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

#### 第四十四条

法第三十三条第一項の自主検査は、ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、同条第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

##### ２

法第三十三条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査を受けようとする者は、当該登録ガス工作物検査機関の定めるところにより、使用前検査申請書を当該登録ガス工作物検査機関に提出しなければならない。

#### 第四十五条

法第三十三条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

* 一  
  ガス工作物を試験のために使用する場合（そのガス工作物に係るガスを使用者に供給する場合にあつては、当該ガス工作物の使用の方法を変更するごとにガスの熱量等を測定して供給する場合に限る。）
* 二  
  前号に掲げる場合のほか、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第一号に係るものを受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用する場合
* 三  
  法第三十三条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格したガス工作物であつて、当該合格後に当該合格に係る場所以外の場所に移転したものを、当該合格に係る場所に移転して使用する場合（当該ガス工作物を当該合格に係る場所から移転した時から、当該合格に係る場所に移転して使用する時までの間に、当該ガス工作物を修理し、若しくは改造し、又は当該ガス工作物が損壊した場合を除く。）
* 四  
  ガス工作物の設置の場所の状況又は工事の内容により、経済産業大臣が支障がないと認めて検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

#### 第四十六条（使用前自主検査等の記録の作成及び保存）

法第三十三条第三項の経済産業省令で定める自主検査の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

* 一  
  自主検査年月日
* 二  
  自主検査の対象
* 三  
  自主検査の方法
* 四  
  自主検査の結果
* 五  
  自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）
* 六  
  自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
* 七  
  登録ガス工作物検査機関が行う検査の結果

##### ２

前項の記録は、その記録を行つた日から五年間（登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格した場合にあつては、当該合格した日から五年間）保存するものとする。

#### 第四十七条（電磁的方法による保存）

法第三十三条第三項の自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

##### ２

前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

##### ３

第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

#### 第四十八条（定期自主検査）

法第三十四条の経済産業省令で定めるガス工作物は、次に掲げるガス工作物（不活性のガス（空気を含む。）又は不活性の液化ガスのみを通ずるもの及び電気事業法が適用されるものを除く。）であつて、最高使用圧力が高圧のものとする。

* 一  
  ガス発生設備（移動式ガス発生設備及び液化石油ガスを気化してガスを発生させる設備（気化したガスの出口部分の最高使用圧力が高圧であるもの以外のものに限る。）を除く。）、ガス精製設備、ガスホルダー、熱交換器、冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く。）、導管及び整圧器
* 二  
  熱量調整装置に属する容器又は付臭剤を収納する容器

##### ２

法第三十四条の自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

* 一  
  開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
* 二  
  試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

#### 第四十九条

法第三十四条の自主検査は、ガス工作物の種類、運転時間等に応じ、告示に定める時期ごとに行うものとする。  
ただし、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第二号又は第三号に係るものを受けた場合は、その承認を受けた時期とする。

#### 第五十条（定期自主検査の記録の作成及び保存）

法第三十四条の自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

* 一  
  自主検査年月日
* 二  
  自主検査の対象
* 三  
  自主検査の方法
* 四  
  自主検査の結果
* 五  
  自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）
* 六  
  自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

##### ２

自主検査の結果の記録は、五年間保存するものとする。

#### 第五十一条（電磁的方法による保存）

法第三十四条の自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

##### ２

前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

##### ３

第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

## 第三章　ガス導管事業

### 第一節　一般ガス導管事業

#### 第五十二条（輸送導管）

法第三十六条第一項第四号イの経済産業省令で定める導管（以下「輸送導管」という。）は、次のとおりとする。

* 一  
  製造所又は他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場からガスを輸送する導管であつて、その内径及びガスの圧力が当該導管の始点におけるものと同一である範囲のもの
* 二  
  前号に掲げるもののほか、内径が三百ミリメートル以上であり、かつ、ガスの圧力が一・五メガパスカル以上である導管
* 三  
  第一号に掲げるもののほか、内径が五百ミリメートル以上であり、かつ、ガスの圧力が一メガパスカル以上一・五メガパスカル未満である導管

#### 第五十三条（許可の申請）

法第三十六条第一項の申請書は、様式第三十によるものとする。

##### ２

法第三十六条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

* 一  
  供給区域の境界を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図
* 二  
  一般ガス導管事業の開始の日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給区域の用途別の需要の見込みを記載した書類
* 三  
  一般ガス導管事業の開始の日以後三年内の日を含む毎年の輸送導管の予想最大ガス流量図及びこれに対応するガスホルダーの操作計画図
* 四  
  一般ガス導管事業の用に供するガス工作物に関するイからホまでの事項を記載した書類及びヘの事項を記載した図面
* 五  
  様式第三十一の工事費概算書
* 六  
  創業資金（開業資金を含む。）、設備資金及び運転資金の額及び調達方法並びに借入金の返済計画を記載した書類並びにこれらの資金の調達方法を確認すべき書類
* 七  
  一般ガス導管事業の開始の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三十二の収支見積書
* 八  
  主たる技術者の履歴書
* 九  
  ガス発生設備、ガスホルダー及び輸送導管の設置の場所の自然条件及び社会環境（ガス工作物の工事、維持及び運用の保安に影響があるものに限る。）に関する説明書
* 十  
  他の者から一般ガス導管事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合にあつては、その供給をする者との契約書の写し
* 十一  
  様式第三十三の一般ガス導管事業遂行体制説明書
* 十二  
  申請者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書
* 十三  
  申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書
* 十四  
  申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が一般ガス導管事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し
* 十五  
  申請者が一般ガス導管事業を行おうとする供給区域の全部又は一部が一般ガス導管事業者の供給区域内にある場合にあつては、法第三十七条第一号、第三号及び第六号に適合することを説明する書類であつて、一般ガス導管事業者の供給区域内であることを勘案して経済産業大臣が定めるもの

##### ３

経済産業大臣は、法第三十五条の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

#### 第五十四条（事業開始の届出）

法第三十九条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十四の事業開始届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第五十五条（供給区域の変更の許可申請）

法第四十条第一項の規定により供給区域の変更の許可を受けようとする者は、様式第三十五の供給区域変更許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。  
ただし、第五号から第七号までの書類は、工事費、設備資金及び運転資金の額又は事業収支に及ぼす影響が軽微な場合にあつては、添付することを要しない。

* 一  
  変更を必要とする理由を記載した書類
* 二  
  増加し、又は減少する供給区域の境界を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図
* 三  
  供給区域を増加する場合にあつては、増加する区域に対しガスの供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度におけるその区域内の用途別の需要の見込みを記載した書類
* 四  
  供給区域の変更に伴い設置する主要な導管に関する第五十三条第二項第四号ニの事項を記載した書類及びその配置の状況を記載した図面
* 五  
  供給区域を増加する場合にあつては、様式第三十一の工事費概算書
* 六  
  供給区域を増加する場合にあつては、設備資金及び運転資金の額及び調達方法並びに借入金の返済計画を記載した書類
* 七  
  供給区域を増加する場合にあつては、増加する供給区域に対しガスの供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三十二の収支見積書
* 八  
  供給区域の増加に伴い、他の者からガスの供給を受ける契約を新たに締結し、又は変更する場合にあつては、その供給をする者との契約書の写し
* 九  
  申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が供給区域を変更することについての議決に係る議会の会議録の写し
* 十  
  供給区域を増加する場合であつて、増加する供給区域の全部又は一部が供給区域を増加しようとする一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者の供給区域内にある場合は、増加する供給区域に関する第五十三条第二項第十五号の書類

##### ２

経済産業大臣は、法第四十条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

#### 第五十六条（供給区域の増加に伴う事業開始の届出）

第五十四条の規定は、法第四十条第二項において準用する法第三十九条第四項の規定による届出をしようとする者に準用する。

#### 第五十七条（ガス工作物の重要な変更）

法第四十一条第一項の経済産業省令で定める重要な変更は、次の各号に掲げるものとする。

* 一  
  ガス発生設備（移動式ガス発生設備並びに災害その他非常の場合において、一般ガス導管事業者がその一般ガス導管事業の用に供するために他の者から一時的に借り受けるガス発生設備及び一般ガス導管事業者が他のガス事業者に対して、当該他のガス事業者のガス事業の用に供するために一時的に貸し付けるガス発生設備であつて、当該一般ガス導管事業者の一般ガス導管事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものを除く。）に関する事項の変更であつて、当該設備の能力を変更するもののうち、当該設備の能力の変更が、当該設備を有する事業者が有するガス発生設備の能力の合計の十パーセント以上のもの
* 二  
  ガスホルダーに関する事項の変更であつて、当該設備の能力を変更するもののうち、当該設備の能力の変更が、当該設備を有する事業者が有するガスホルダーの能力の合計の十パーセント以上のもの
* 三  
  輸送導管に関する事項の変更

#### 第五十八条（ガス工作物等の変更の届出）

法第四十一条第一項の規定による一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第三十六のガス工作物変更届出書に次に掲げる書類（ガス工作物の廃止の場合にあつては、第一号の書類に限る。）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  変更を必要とする理由を記載した書類
* 二  
  変更工事の概要の説明書
* 三  
  変更に係るガス工作物の概要を明示した地形図

##### ２

法第四十一条第二項の規定による氏名若しくは名称及び住所又は主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地の変更の届出をしようとする者は、様式第三十七の氏名等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ３

法第四十一条第二項の規定による一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第三十六のガス工作物変更届出書を提出しなければならない。

#### 第五十九条（一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可申請）

法第四十二条第一項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の事業譲渡譲受認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  譲渡し及び譲受けを必要とする理由を記載した書類
* 二  
  譲渡しに関する契約書の写し
* 三  
  一般ガス導管事業の一部を譲渡する場合にあつては、譲渡しようとする事業に係る供給区域の境界を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図
* 四  
  譲渡価格及びその算出の根拠を記載した書類
* 五  
  譲受けに要する資金の額及び調達方法を確認すべき書類
* 六  
  一般ガス導管事業の一部を譲渡する場合にあつては、譲渡人及び譲受人の譲渡し及び譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給区域の用途別の需要の見込みを記載した書類
* 七  
  一般ガス導管事業の全部を譲渡する場合にあつては、譲受人の譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給区域の用途別の需要の見込みを記載した書類
* 八  
  一般ガス導管事業の一部を譲渡する場合にあつては、譲渡人及び譲受人の譲渡し及び譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三十二の収支見積書
* 九  
  一般ガス導管事業の全部を譲渡する場合にあつては、譲受人の譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三十二の収支見積書
* 十  
  主たる技術者の履歴書
* 十一  
  様式第三十三の一般ガス導管事業遂行体制説明書
* 十二  
  譲受人が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書
* 十三  
  譲受人が一般ガス導管事業者以外の者であつて、法人である場合にあつては、当該譲受人の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書
* 十四  
  譲渡人又は譲受人が地方公共団体である場合にあつては、当該譲渡人又は譲受人の譲渡し又は譲受けについての議決に係る議会の会議録の写し

#### 第六十条（法人の合併及び分割の認可申請）

法第四十二条第二項の認可を受けようとする者は、様式第三十九の合併認可申請書又は様式第四十の分割認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  合併又は分割を必要とする理由を記載した書類
* 二  
  合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
* 三  
  一般ガス導管事業の一部を承継させる分割をする場合にあつては、分割をしようとする事業に係る供給区域の境界を記載した図面
* 四  
  一般ガス導管事業の一部を承継させる分割をする場合にあつては、当該事業を承継させる法人及び当該事業を承継する法人の承継の日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給区域の用途別の需要の見込みを記載した書類
* 五  
  合併及び一般ガス導管事業の全部を承継させる分割をする場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立する法人及び当該事業の全部を承継する法人の合併及び承継の日以後三年内の日を含む毎事業年度における供給区域の用途別の需要の見込みを記載した書類
* 六  
  合併又は分割の条件に関する説明書
* 七  
  一般ガス導管事業の一部を承継させる分割をする場合にあつては、当該事業を承継させる法人及び当該事業を承継する法人の承継の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三十二の収支見積書
* 八  
  合併及び一般ガス導管事業の全部を承継させる分割をする場合にあつては、当該事業を承継する法人の合併及び承継の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三十二の収支見積書
* 九  
  当事者の一方が一般ガス導管事業者以外の者であつて、会社又は組合である場合は、その者の定款、登記事項証明書並びに最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書
* 十  
  合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般ガス導管事業の全部若しくは一部を承継する法人の定款及び役員となるべき者の履歴書
* 十一  
  主たる技術者の履歴書
* 十二  
  様式第三十三の一般ガス導管事業遂行体制説明書

##### ２

経済産業大臣は、法第四十二条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

#### 第六十一条（地位の承継の届出）

法第四十三条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第四十一の事業承継届出書に事業の相続があつたことを証する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第六十二条（一般ガス導管事業の休止及び廃止の許可申請）

法第四十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第四十二の事業休止（廃止）許可申請書に次の各号に掲げる書類（一般ガス導管事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあつては、第一号の書類に限る。）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。  
ただし、第四号の書類は、事業収支に及ぼす影響が軽微な場合には、添付することを要しない。

* 一  
  休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類
* 二  
  一般ガス導管事業の一部を休止し、又は廃止する場合にあつては、休止し、又は廃止する事業に係る供給区域の境界を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図
* 三  
  一般ガス導管事業の一部を休止し、又は廃止する場合にあつては、休止し、又は廃止する事業に係るガス工作物の概要を記載した書類
* 四  
  一般ガス導管事業の一部を休止し、又は廃止する場合にあつては、休止又は廃止の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三十二の収支見積書

##### ２

経済産業大臣は、法第四十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

#### 第六十三条（法人の解散の認可申請）

法第四十四条第二項の認可を受けようとする者は、様式第四十三の解散認可申請書に解散を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

経済産業大臣は、法第四十四条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

#### 第六十四条（託送供給約款において定めるべき事項）

法第四十八条第一項の託送供給約款においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

* 一  
  連結託送供給（ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十七号）別表第一第一表に規定する連結託送供給をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項
* 二  
  託送供給に関する次に掲げる事項（前号に掲げる事項を除く。）

#### 第六十五条（託送供給約款の認可の申請等）

法第四十八条第一項本文の認可を受けようとする者は、様式第四十四の託送供給約款認可申請書に託送供給約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  ガス事業託送供給約款料金算定規則様式第一、様式第二、様式第三第一表及び第二表（地方公共団体である一般ガス導管事業者にあつては、様式第三第三表及び第四表）、様式第四、様式第五第一表、第二表及び第二表補足並びに様式第六（同令第十四条第二項の規定により選択的託送供給約款を制定しない場合には同令様式第六第一表。以下同じ。）の書類
* 二  
  ガス事業託送供給約款料金算定規則第十条第一項に規定する一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第五第三表、第四表、第四表補足並びに第五表及び第五表補足の書類
* 三  
  ガス事業託送供給約款料金算定規則第二十四条の規定により同令第九条から第十四条までの規定とは異なる料金の算定方法を定める一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第十一の書類
* 四  
  供給の相手方の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

##### ２

経済産業大臣は、前項第三号に掲げる書類を公表しなければならない。

##### ３

法第四十八条第二項の認可を受けようとする者は、様式第四十五の託送供給約款変更認可申請書にその変更後の託送供給約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  変更を必要とする理由を記載した書類
* 二  
  変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給約款
* 三  
  前条第二号ロの事項を変更（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）又はその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「消費税等相当額のみの変更」という。）を除く。）しようとする場合にあつては、次に掲げる書類
* 四  
  前条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ハ若しくはニの事項を変更しようとする場合にあつては、供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

##### ４

経済産業大臣は、前項第三号ハに掲げる書類を公表しなければならない。

#### 第六十六条

法第四十八条第一項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第四十六の託送供給約款制定不要承認申請書に、託送供給約款を定める必要がないことを説明する書類を添えて提出しなければならない。

#### 第六十七条（託送供給約款以外の供給条件の認可の申請）

法第四十八条第三項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第四十七の託送供給特例認可（承認）申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  法第四十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（同条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第五十条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件による託送供給を必要とする理由を記載した書類
* 二  
  料金その他の供給の相手方の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

#### 第六十八条（託送供給約款の変更の届出）

法第四十八条第五項の経済産業省令で定める場合は、同条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（同条第六項又は第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第七十二条までにおいて単に「託送供給約款」という。）の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

* 一  
  託送供給約款により託送供給を受ける者（以下「託送供給利用者」という。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該託送供給利用者の負担（以下「料金等」という。）を変更する場合であつて、当該託送供給利用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間が当該託送供給約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの託送供給利用者の支払うべき料金等を合計した額が減少し、かつ、その他の託送供給利用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合
* 二  
  導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者の負担も増加しない場合
* 三  
  前二号に掲げるもののほか、託送供給利用者の負担となる事項を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者の負担も増加しない場合
* 四  
  適用範囲を変更する場合であつて、法第四十条第一項の規定による供給区域の増加に係る変更に伴う場合、住居表示の変更に伴う場合並びにいずれの託送供給利用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合
* 五  
  申込みに対する取扱いの方法を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者の負担も増加しない場合
* 六  
  導管、器具、機械その他の設備に関する一般ガス導管事業者及び託送供給利用者の保安上の責任に関する事項を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者の負担も増加しない場合
* 七  
  託送供給利用者が料金を支払うべき義務の発生する日から一般ガス導管事業者が当該託送供給利用者に対するガスの供給を停止できる日までの期間を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者に対する期間も短縮されない場合
* 八  
  ガスの供給を停止できる条件又はガスの託送供給契約を解除できる条件を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者に対する条件も不利なものとしない場合
* 九  
  託送供給利用者が選択し得る事項を追加する場合
* 十  
  前各号に掲げるもののほか、託送供給約款の構成又は使用する字句等を変更する場合であつて、いずれの託送供給利用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合

#### 第六十九条

法第四十八条第六項の規定による託送供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第四十八の託送供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  変更を必要とする理由を記載した書類
* 二  
  変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給約款
* 三  
  第六十四条第二号ロの事項の変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとする場合にあつては、次に掲げる書類
* 四  
  第六十四条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ロ若しくはハの事項を変更しようとする場合にあつては、託送供給利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

##### ２

経済産業大臣は、前項第三号ロに掲げる書類を公表しなければならない。

#### 第七十条

法第四十八条第八項の他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（一般ガス導管事業（同項に規定する一般ガス導管事業をいう。以下この節において同じ。）を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合は、託送供給約款の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

* 一  
  石油石炭税相当額の増加（石油石炭税の税率の増加その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。）に対応する場合
* 二  
  消費税等相当額の増加（消費税若しくは地方消費税の税率の増加その他の消費税若しくは地方消費税の制度の改正に起因するもの又は前号の増加に伴うものに限る。）に対応する場合

#### 第七十一条

法第四十八条第九項の規定による託送供給約款の変更の届出をしようとする者は、様式第四十九の託送供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  変更を必要とする理由を記載した書類
* 二  
  変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給約款
* 三  
  第六十四条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ハ若しくはニの事項を変更しようとする場合にあつては、託送供給利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

#### 第七十二条（託送供給約款の公表）

法第四十八条第十三項の規定による託送供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。  
ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

#### 第七十三条（承認一般ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の供給条件）

法第四十九条第一項の規定による託送供給に係る料金その他の供給条件（以下「託送供給条件」という。）の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第五十の託送供給条件届出書に当該託送供給条件に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

法第四十九条第一項の規定による託送供給条件の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第五十一の託送供給条件変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類及び変更後の託送供給条件に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第七十四条（最終保障供給に係る約款において定めるべき事項）

法第五十一条第一項の最終保障供給に係る約款においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

* 一  
  適用区域
* 二  
  料金
* 三  
  導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項
* 四  
  前二号に掲げるもののほか、ガスの使用者が負担すべきものがある場合にあつては、その内容
* 五  
  ガス使用量の計測方法及び料金その他のガスの使用者が負担すべきものの徴収の方法
* 六  
  ガスの使用者に供給するガスの熱量の最低値及び法第五十二条の規定により測定するガスの熱量の毎月の算術平均値の最低値
* 七  
  ガス栓の出口におけるガスの圧力の最高値及び最低値
* 八  
  ガスの使用者に供給するガスの最高燃焼速度、最低燃焼速度、最高ウォッベ指数及び最低ウォッベ指数
* 九  
  導管、器具、機械その他の設備に関する一般ガス導管事業者及びガスの使用者の保安上の責任に関する事項
* 十  
  供給の停止又は使用の廃止に関する事項
* 十一  
  契約の申込みの方法及び解除に関する事項
* 十二  
  前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般ガス導管事業者及びガスの使用者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容
* 十三  
  有効期間を定める場合にあつては、その期間
* 十四  
  実施期日

#### 第七十五条（最終保障供給に係る約款の届出）

法第五十一条第一項の規定による最終保障供給に係る約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第五十二の最終保障供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  料金の算出の根拠に関する書類
* 二  
  ガスの使用者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

##### ２

法第五十一条第一項の規定による最終保障供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第五十三の最終保障供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  変更を必要とする理由を記載した書類
* 二  
  変更しようとする部分を明らかにした変更前の最終保障供給約款
* 三  
  前条第二号から第四号までの事項を変更しようとする場合にあつては、料金の算出の根拠又はガスの使用者の負担となるものの金額（料金を除く。）の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

#### 第七十六条（最終保障供給約款以外の供給条件の承認の申請）

法第五十一条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第五十四の最終保障供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由を記載した書類
* 二  
  料金その他のガスの使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

#### 第七十七条（最終保障供給約款の公表）

法第五十一条第四項において準用する法第四十八条第十三項の規定による最終保障供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。  
ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

#### 第七十八条（熱量等の測定方法）

法第五十二条の規定による熱量等の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。  
ただし、特定導管が託送供給の用に供されていない場合にあつては当該特定導管について圧力を測定することを要しない。

* 一  
  熱量にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口（当該出口における測定が困難な場合において経済産業大臣（その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある者（供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に係る場合は、産業保安監督部長。以下この項及び次項において同じ。）が指定したときは、その指定する場所。以下第三号において同じ。）において、告示で定める方法により測定すること。
* 二  
  圧力にあつては、常時、ガスホルダーの出口、整圧器の出口及び経済産業大臣が指定する場所において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。
* 三  
  燃焼性にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口において、燃焼速度及びウォッベ指数について告示で定める方法により測定すること。  
  ただし、ガスの燃焼速度がそのガスを製造するガス発生設備の種類及び型式並びにその運転方法に照らして一定範囲にあることが明らかであるとして経済産業大臣の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行う場合にあつては、燃焼速度について測定することを要しない。

##### ２

前項の規定にかかわらず、移動式ガス発生設備における熱量等の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。  
ただし、熱量及び燃焼性が測定されたガス若しくは液化ガスを用いてその成分に変更を加えることなく供給する場合にあつては、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

* 一  
  熱量、燃焼性にあつては、容器に充てんしたガス又は液化ガスを原料として発生させたガスをその成分に変更を加えることなく供給する場合については、充てん終了から供給開始までの間に当該容器ごとに一回、それ以外の場合については、供給開始後毎日一回、移動式ガス発生設備の出口において告示で定める方法により測定すること。  
  ただし、ガスの熱量、燃焼速度又はウォッベ指数がそのガスを製造するガス発生設備の種類及び型式並びにその運転方法に照らして一定範囲にあることが明らかであるとして経済産業大臣の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行うとき、又はその承認を受けたガス事業者から当該ガス発生設備の貸与を受けている場合であつて、災害の復旧を図るためその承認を受けたところに従つてガスの製造を行うときは、熱量、燃焼速度又はウォッベ指数について測定することを要しない。
* 二  
  圧力にあつては、常時、移動式ガス発生設備の出口において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。  
  ただし、一の使用者にガスを供給するためのものにあつてはこの限りでない。

##### ３

災害その他の非常時にガスの熱量及び燃焼性を測定することが困難な場合において、熱量及び燃焼性が測定された液化天然ガスを用いてその成分に変更を加えることなく一時的に供給するときは、第一項の規定にかかわらず、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

##### ４

法第五十二条の規定による熱量等の測定の結果の記録は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

* 一  
  熱量の測定の結果については、様式第十又は様式第十一によること。
* 二  
  圧力の測定の結果については、圧力計の記録方法によること。
* 三  
  燃焼性の測定の結果については、様式第十三によること。

##### ５

前項の測定の結果の記録は、一年間保存しなければならない。

#### 第七十九条（電磁的方法による保存）

法第五十二条に規定する測定の結果の記録は、前条第四項各号に掲げるところにより、電磁的方法により作成し、保存することができる。

##### ２

前項の規定による保存をする場合には、同項の測定の結果の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

##### ３

第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

#### 第八十条（特定ガス導管事業の届出）

法第五十五条第一項の規定による特定ガス導管事業の届出をしようとする者は、様式第五十五の特定ガス導管事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

法第五十五条第一項第二号イの経済産業省令で定める導管は、特定導管とする。

##### ３

法第五十五条第一項第四号の経済産業省令で定める事項は、電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先とする。

##### ４

法第五十五条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

* 一  
  特定導管及びこれに附属する設備の概要並びに供給地点の位置を明示した地形図
* 二  
  ガス発生設備及びガスホルダーの配置の状況を記載した図面
* 三  
  供給地点ごとの託送供給量を記載した書類

#### 第八十一条（供給地点の変更の届出）

法第五十五条第七項の規定による供給地点の変更の届出をしようとする者は、様式第五十六の供給地点変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

法第五十五条第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

* 一  
  変更を必要とする理由を記載した書類
* 二  
  増加し、又は減少する供給地点の位置を明示した地形図及び供給地点を記載した図面

#### 第八十二条（ガス工作物の変更の届出）

法第五十五条第七項の規定による特定ガス導管事業の用に供するガス工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第五十七のガス工作物変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

法第五十五条第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるもの（ガス工作物の廃止の場合にあつては、第一号の書類に限る。）とする。

* 一  
  変更を必要とする理由を記載した書類
* 二  
  変更工事の概要の説明書
* 三  
  変更に係るガス工作物の概要を明示した地形図

#### 第八十三条（軽微な変更）

法第五十五条第八項において読み替えて準用する同条第三項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、特定導管により供給するガスの種類又は熱量の変更であつて、十二Ａ及び十三Ａのガスグループ内の変更とする。

#### 第八十四条（事業開始の予定年月日等の変更の届出）

法第五十五条第九項の規定による同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第五十八の事業開始予定年月日等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第八十五条（特定ガス導管事業の休止及び廃止の届出）

法第五十五条第十項の規定による特定ガス導管事業の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第五十九の特定ガス導管事業休止（廃止）届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。  
ただし、事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあつては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

* 一  
  休止し、又は廃止する事業に係る供給地点の位置を明示した地形図及びその供給地点を記載した図面
* 二  
  休止し、又は廃止する事業に係るガス工作物の概要を記載した書類

#### 第八十六条（供給計画の期間）

法第五十六条第一項の経済産業省令で定める期間は、三年とする。

##### ２

大規模かつ急速な都市化が進行する地域において、計画的かつ合理的なガスの供給を確保するため三年をこえる期間について計画を作成させる必要があるとして経済産業大臣が指定した一般ガス導管事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、五年とする。

#### 第八十七条（供給計画の届出）

法第五十六条第一項の規定によるガスの供給計画の届出をしようとする者は、初年度以降前条第一項又は第二項に規定する期間（以下この条及び次条において「供給計画期間」という。）におけるガスの需要及び供給、ガス工作物、設備投資、供給区域その他の一般ガス導管事業に関する事項を記載した様式第六十の供給計画届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

法第五十六条第二項の規定によるガスの供給計画の変更の届出をしようとする者は、様式第六十一の供給計画変更届出書に変更を必要とする理由及び当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第八十八条（供給計画の公表）

法第五十六条第三項の経済産業省令で定める事項は、供給計画期間における行政区域別のガスの普及計画、主なガス工作物の設置計画、供給区域の概要その他の事項とする。

##### ２

一般ガス導管事業者は、前項に掲げる事項を営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。  
ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

#### 第八十九条（公共の安全の確保上特に重要なガス工作物）

法第六十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定めるガス工作物は、建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物、高層建物、特定大規模建物、特定中規模建物、特定公共用建物、工業用建物（木造その他これに類する構造の建物を除く。）、一般業務用建物（木造その他これに類する構造の建物（学校教育法第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校並びに児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所を除く。）を除く。）又は一般集合住宅（木造その他これに類する構造の建物を除く。）に対するガスの供給のために施設するガス工作物とする。

#### 第九十条（成分の検査方法）

法第六十三条の規定によるガスの成分の検査は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。  
ただし、ガス中の硫黄全量、硫化水素及びアンモニアの成分が原料の種類に照らして一定数量以下であることが明らかであるとして経済産業大臣（一般ガス導管事業者であつて、その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるもの（供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に係る場合は、産業保安監督部長。以下この項において同じ。）の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行う場合及びガスの使用者に対し専用の導管により大口供給を行う場合にあつては、当該ガスの成分の検査を要せず、食品廃棄物、下水汚泥又はこれらを混合したものであつて、その含水率が八十五パーセント以上のものを原料として発酵させたメタンを主成分とするガスを供給する場合にあつては、アンモニアの成分について検査することを要しない。

* 一  
  ガス（天然ガス又はプロパン、ブタン、プロピレン若しくはブチレンを主成分とするガス及びこれらを原料として製造したガス並びにこれらに空気を混入したガスを除く。）の硫黄全量、硫化水素及びアンモニアについて毎週一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口（当該出口における測定が困難な場合において経済産業大臣が指定したときは、その指定する場所）において、日本工業規格Ｋ二三〇一（二〇一一）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」に規定する方法により検査するものとする。
* 二  
  一般ガス導管事業者が前号の検査をしたガスの成分の量を記録する方法は、様式第十七により記録するものとし、その記録の保存の期間は、一年間とする。

##### ２

法第六十三条の経済産業省令で定める数量は、標準状態における乾燥したガス一立方メートルにつき、硫黄全量にあつては、〇・五グラム、硫化水素にあつては、〇・〇二グラム、アンモニアにあつては、〇・二グラムとする。

#### 第九十一条（電磁的方法による保存）

法第六十三条に規定する記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

##### ２

前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

##### ３

第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

#### 第九十二条（保安規程）

法第六十四条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。

* 一  
  ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
* 二  
  ガス主任技術者が旅行、疾病その他事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。
* 三  
  ガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
* 四  
  ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第九号に掲げるものを除く。）。
* 五  
  ガス工作物の運転又は操作に関すること。
* 六  
  ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティの確保に関すること。
* 七  
  導管の工事の方法に関すること。
* 八  
  導管の工事現場の責任者の条件その他導管の工事現場における保安監督体制に関すること。
* 九  
  導管の周囲においてガス工作物の工事以外の工事が行われる場合における当該導管の維持及び運用に関する保安に関すること。
* 十  
  災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。
* 十一  
  ガス工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての記録に関すること。
* 十二  
  ガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者であつて保安規程に違反した者に対する措置に関すること。
* 十三  
  その他ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項に関すること。

##### ２

強化地域内にガス工作物を設置する一般ガス導管事業者（同法第六条第一項に規定する者を除く。次項において同じ。）にあつては、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

* 一  
  警戒宣言の伝達に関すること。
* 二  
  警戒宣言が発せられた場合における防災に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
* 三  
  警戒宣言が発せられた場合における保安要員の確保に関すること。
* 四  
  警戒宣言が発せられた場合におけるガス工作物の巡視、点検及び検査並びに運転又は操作に関すること。
* 五  
  警戒宣言が発せられた場合における防災に関する設備及び資材の確保、点検及び整備に関すること。
* 六  
  警戒宣言が発せられた場合に地震防災に関しとるべき措置に係る教育、訓練及び広報に関すること。
* 七  
  その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関すること。

##### ３

大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内においてガス工作物を設置している一般ガス導管事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第六十四条第二項の規定による届出をしなければならない。

##### ４

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置する一般ガス導管事業者（同法第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

* 一  
  南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。
* 二  
  南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

##### ５

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域内においてガス工作物を設置している一般ガス導管事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第六十四条第二項の規定による届出をしなければならない。

##### ６

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置する一般ガス導管事業者（同法第六条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

* 一  
  日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。
* 二  
  日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

##### ７

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内においてガス工作物を設置している一般ガス導管事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第六十四条第二項の規定による届出をしなければならない。

##### ８

電気事業法が適用されるガス工作物を設置する一般ガス導管事業者にあつては、当該ガス工作物に係る第一項から前項までに掲げる事項について保安規程に定めないことができる。

#### 第九十三条

法第六十四条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第十八の保安規程届出書を提出しなければならない。

##### ２

法第六十四条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十九の保安規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

#### 第九十四条（ガス主任技術者の選任等）

法第六十五条第一項の規定によるガス主任技術者の選任は、第二十六条第一項の表の上欄に掲げる事業場（電気事業法が適用されるガス工作物のみを設置しているものを除く。）ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

##### ２

一般ガス導管事業者は、第二十六条第一項の表第一号及び第二号に掲げる事業場におけるガス主任技術者の選任については、選任に係る事業場に駐在しない者をガス主任技術者に選任し、又はガス主任技術者に二以上の事業場のガス主任技術者を兼ねさせてはならない。  
ただし、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第四号に係るものを受けた場合は、この限りでない。

#### 第九十五条（実務の経験）

法第六十五条第一項の経済産業省令で定める実務の経験は、甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者にあつては製造又は供給の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に通算して一年以上従事したこととし、乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者にあつては実務の経験を要しないこととする。

##### ２

前項に規定する経験は、当該経験と同等以上の実務の経験であると経済産業大臣が認定した経験をもつて代えることができる。

##### ３

前項の規定による経済産業大臣の認定を受けようとする者は、様式第二十の実務経験認定申請書に次の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  実務の経験に関する説明書
* 二  
  履歴書

#### 第九十六条（ガス主任技術者の選解任の届出）

法第六十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一のガス主任技術者選任又は解任届出書を提出しなければならない。  
この場合において、その者が第二十六条第一項の表第二号に掲げる者であるときは、ガス主任技術者の解任に係る場合を除き、前条第一項の経験を有することを証する書類を添付しなければならない。

#### 第九十七条（工事計画の届出）

法第六十八条第一項の経済産業省令で定めるガス工作物の設置又は変更の工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げるものとする。

##### ２

法第六十八条第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、別表第一の中欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外の変更とする。

##### ３

法第六十八条第八項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画の記載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

#### 第九十八条

法第六十八条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十八の工事計画（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。  
ただし、その届出が廃止の工事に係る場合は、第二号及び第三号の書類を添付することを要しない。

* 一  
  工事計画書
* 二  
  当該ガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類
* 三  
  工事工程表
* 四  
  変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

##### ２

前項第一号の工事計画書には、届出に係るガス工作物の種類に応じて、別表第二の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。  
この場合において、その届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

##### ３

別表第一の中欄に掲げる工事の計画を分割して法第六十八条第一項前段の規定による届出をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその届出をしなければならない。

#### 第九十九条

法第六十八条第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十九の工事計画軽微変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

#### 第百条（添付書類の省略）

法第六十八条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス工作物に係る場合は、当該ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。第百三条第四号において同じ。）がその届出に係るガス工作物の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第九十八条第一項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

#### 第百一条（使用前検査）

法第六十八条第一項又は第二項の設置又は変更の工事をするガス工作物であつて、法第六十九条第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

#### 第百二条

法第六十九条第一項の自主検査は、ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、同条第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

##### ２

法第六十九条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査を受けようとする者は、当該登録ガス工作物検査機関の定めるところにより、使用前検査申請書を当該登録ガス工作物検査機関に提出しなければならない。

#### 第百三条

法第六十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

* 一  
  ガス工作物を試験のために使用する場合（そのガス工作物に係るガスを使用者に供給する場合にあつては、当該ガス工作物の使用の方法を変更するごとにガスの熱量等を測定して供給する場合に限る。）
* 二  
  前号に掲げる場合のほか、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第一号に係るものを受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用する場合
* 三  
  法第六十九条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格したガス工作物であつて、当該合格後に当該合格に係る場所以外の場所に移転したものを、当該合格に係る場所に移転して使用する場合（当該ガス工作物を当該合格に係る場所から移転した時から、当該合格に係る場所に移転して使用する時までの間に、当該ガス工作物を修理し、若しくは改造し、又は当該ガス工作物が損壊した場合を除く。）
* 四  
  ガス工作物の設置の場所の状況又は工事の内容により、経済産業大臣が支障がないと認めて検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

#### 第百四条（使用前自主検査等の記録の作成及び保存）

法第六十九条第三項の経済産業省令で定める自主検査の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

* 一  
  自主検査年月日
* 二  
  自主検査の対象
* 三  
  自主検査の方法
* 四  
  自主検査の結果
* 五  
  自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）
* 六  
  自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
* 七  
  登録ガス工作物検査機関が行う検査の結果

##### ２

前項の記録は、その記録を行つた日から五年間（登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格した場合にあつては、当該合格した日から五年間）保存するものとする。

#### 第百五条（電磁的方法による保存）

法第六十九条第三項の自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

##### ２

前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

##### ３

第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

#### 第百六条（仮合格の承認）

登録ガス工作物検査機関は、法第七十条第一項の承認を受けようとするときは、様式第六十二の仮合格承認申請書に、仮合格を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

#### 第百七条（定期自主検査）

法第七十一条の経済産業省令で定めるガス工作物は、次に掲げるガス工作物（不活性のガス（空気を含む。）又は不活性の液化ガスのみを通ずるもの及び電気事業法が適用されるものを除く。）であつて、最高使用圧力が高圧のものとする。

* 一  
  ガス発生設備（移動式ガス発生設備及び液化石油ガスを気化してガスを発生させる設備（気化したガスの出口部分の最高使用圧力が高圧であるもの以外のものに限る。）を除く。）、ガス精製設備、ガスホルダー、熱交換器、冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く。）、導管及び整圧器
* 二  
  熱量調整装置に属する容器又は付臭剤を収納する容器

##### ２

法第七十一条の自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

* 一  
  開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
* 二  
  試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

#### 第百八条

法第七十一条の自主検査は、ガス工作物の種類、運転時間等に応じ、告示に定める時期ごとに行うものとする。  
ただし、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第二号又は第三号に係るものを受けた場合は、その承認を受けた時期とする。

#### 第百九条（定期自主検査の記録の作成及び保存）

法第七十一条の自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

* 一  
  自主検査年月日
* 二  
  自主検査の対象
* 三  
  自主検査の方法
* 四  
  自主検査の結果
* 五  
  自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）
* 六  
  自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

##### ２

自主検査の結果の記録は、五年間保存するものとする。

#### 第百十条（電磁的方法による保存）

法第七十一条の自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

##### ２

前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

##### ３

第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

### 第二節　特定ガス導管事業

#### 第百十一条（特定ガス導管事業の届出）

法第七十二条第一項の規定による特定ガス導管事業の届出をしようとする者は、様式第五十五の特定ガス導管事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

法第七十二条第一項第四号イの経済産業省令で定める導管は、特定導管とする。

##### ３

法第七十二条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
* 二  
  その行う特定ガス導管事業以外の事業の概要

##### ４

法第七十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

* 一  
  特定導管及びこれに附属する設備の概要並びに供給地点の位置を明示した地形図
* 二  
  ガス発生設備及びガスホルダーの配置の状況を記載した図面
* 三  
  供給地点ごとの託送供給量を記載した書類
* 四  
  主たる技術者の履歴書
* 五  
  届出者が法人である場合にあつては、当該届出者の定款及び登記事項証明書
* 六  
  届出者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款

#### 第百十二条（供給地点の変更の届出）

法第七十二条第七項の規定による供給地点の変更の届出をしようとする者は、様式第五十六の供給地点変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

前項の届出に係る法第七十二条第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

* 一  
  変更を必要とする理由を記載した書類
* 二  
  増加し、又は減少する供給地点の位置を明示した地形図及び供給地点を記載した図面

#### 第百十三条（ガス工作物の変更の届出）

法第七十二条第七項の規定による特定ガス導管事業の用に供するガス工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第五十七のガス工作物変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

前項の届出に係る法第七十二条第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるもの（ガス工作物の廃止の場合にあつては、第一号の書類に限る。）とする。

* 一  
  変更を必要とする理由を記載した書類
* 二  
  変更工事の概要の説明書
* 三  
  変更に係るガス工作物の概要を明示した地形図

#### 第百十四条（軽微な変更）

法第七十二条第八項において読み替えて準用する第三項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、特定導管により供給するガスの種類又は熱量の変更であつて、十二Ａ及び十三Ａのガスグループ内の変更とする。

#### 第百十五条（氏名等の変更の届出）

法第七十二条第九項の規定による同条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第五十八の事業開始予定年月日等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第百十六条（特定ガス導管事業者の地位の承継の届出）

法第七十三条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第六十三の特定ガス導管事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  特定ガス導管事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があつたことを証する書類
* 二  
  特定ガス導管事業者の地位を承継した者が特定ガス導管事業者以外の者である場合にあつては、次に掲げる書類

#### 第百十七条（特定ガス導管事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

法第七十四条第一項の規定による特定ガス導管事業の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第五十九の特定ガス導管事業休止（廃止）届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。  
ただし、事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあつては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

* 一  
  休止し、又は廃止する事業に係る供給地点の位置を明示した地形図及びその供給地点を記載した図面
* 二  
  休止し、又は廃止する事業に係るガス工作物の概要を記載した書類

##### ２

法第七十四条第二項の規定による特定ガス導管事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第六十四の解散届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第百十八条（託送供給約款において定めるべき事項）

法第七十六条第一項の託送供給約款においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

* 一  
  連結託送供給に関する次に掲げる事項
* 二  
  託送供給に関する次に掲げる事項（前号に掲げる事項を除く。）

#### 第百十九条（託送供給約款の届出等）

法第七十六条第一項本文の規定による託送供給約款の届出をしようとする特定ガス導管事業者は、その実施の日の十日前までに、様式第六十五の託送供給約款届出書に当該託送供給約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  ガス事業託送供給約款料金算定規則様式第十二、様式第十三、様式第十四、様式第十五、様式第十六第一表、第二表及び第二表補足並びに様式第十七（同令第三十七条第二項の規定により選択的託送供給約款料金を設定しない場合には同令様式第十七第一表。以下同じ。）の書類
* 二  
  ガス事業託送供給約款料金算定規則第三十三条第一項に規定する特定ガス導管事業者にあつては、同令様式第十六第三表、第四表及び第四表補足並びに第五表及び第五表補足の書類
* 三  
  ガス事業託送供給約款料金算定規則第四十条の規定により同令第三十二条及び第三十四条から第三十七条までの規定とは異なる料金の算定方法を定める特定ガス導管事業者にあつては、同令様式第十九の書類
* 四  
  供給の相手方の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

##### ２

経済産業大臣は、前項第三号に掲げる書類を公表しなければならない。

#### 第百二十条

法第七十六条第一項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第四十六の託送供給約款制定不要承認申請書に、託送供給約款を定める必要がないことを説明する書類を添えて提出しなければならない。

#### 第百二十一条

法第七十六条第二項の規定による託送供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに様式第六十六の託送供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  変更を必要とする理由を記載した書類
* 二  
  変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給約款
* 三  
  第百十八条第二号ロの事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合にあつては次に掲げる書類
* 四  
  第百十八条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ハ若しくはニの事項を変更しようとする場合にあつては、託送供給利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

##### ２

経済産業大臣は、前項第三号ハに掲げる書類を公表しなければならない。

#### 第百二十二条（託送供給約款以外の供給条件の承認の申請）

法第七十六条第三項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第四十七の託送供給特例認可（承認）申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  法第七十六条第一項本文の認可を受けた託送供給約款以外の供給条件による託送供給を必要とする理由を記載した書類
* 二  
  料金その他の供給の相手方の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

#### 第百二十三条（託送供給約款の公表）

法第七十六条第五項の規定による託送供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。  
ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

#### 第百二十四条（託送供給条件の届出等）

法第七十七条第一項の規定による託送供給条件の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第五十の託送供給条件届出書に当該託送供給条件に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

法第七十七条第一項の規定による託送供給条件の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第五十一の託送供給条件変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類及び変更後の託送供給条件に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第百二十五条

ガスを供給する事業を営む他の者にガスを供給しようとする承認特定ガス導管事業者（前条に該当する者を除く。）は、その実施の日の十日前までに、様式第五十第二表を経済産業大臣に提出するものとする。

#### 第百二十六条（熱量等の測定方法）

法第七十八条の規定による熱量等の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。  
ただし、特定導管が託送供給の用に供されていない場合にあつては当該特定導管について圧力を測定することを要しない。

* 一  
  熱量にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口（当該出口における測定が困難な場合において経済産業大臣（その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある者に係る場合は、産業保安監督部長。以下この項において同じ。）が指定したときは、その指定する場所。以下第三号において同じ。）において、告示で定める方法により測定すること。
* 二  
  圧力にあつては、常時、ガスホルダーの出口、整圧器の出口及び経済産業大臣が指定する場所において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。
* 三  
  燃焼性にあつては、毎日一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口において、燃焼速度及びウォッベ指数について告示で定める方法により測定すること。

##### ２

災害その他の非常時にガスの熱量及び燃焼性を測定することが困難な場合において、熱量及び燃焼性が測定された液化天然ガスを用いてその成分に変更を加えることなく一時的に供給するときは、第一項の規定にかかわらず、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

##### ３

法第七十八条の規定による熱量等の測定の結果の記録は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

* 一  
  熱量の測定の結果については、様式第十又は様式第十一によること。
* 二  
  圧力の測定の結果については、圧力計の記録方法によること。
* 三  
  燃焼性の測定の結果については、様式第十三によること。

##### ４

前項の測定の結果の記録は、一年間保存しなければならない。

#### 第百二十七条（電磁的方法による保存）

法第七十八条に規定する測定の結果の記録は、前条第三項各号に掲げるところにより、電磁的方法により作成し、保存することができる。

##### ２

前項の規定による保存をする場合には、同項の測定の結果の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

##### ３

第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

#### 第百二十八条（供給計画の期間）

法第八十一条第一項の経済産業省令で定める期間は、三年とする。

##### ２

大規模かつ急速な都市化が進行する地域において、計画的かつ合理的なガスの供給を確保するため三年を超える期間について計画を作成させる必要があるとして経済産業大臣が指定した一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管とその維持し、及び運用する導管が接続する特定ガス導管事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、五年とする。

#### 第百二十九条（供給計画の届出）

法第八十一条第一項の規定によるガスの供給計画の届出をしようとする者は、初年度以降前条第一項又は第二項に規定する期間（以下この条及び次条において「供給計画期間」という。）におけるガスの需要及び供給、ガス工作物、設備投資その他の特定ガス導管事業に関する事項を記載した様式第六十の供給計画届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

法第八十一条第二項の規定によるガスの供給計画の変更の届出をしようとする者は、様式第六十一の供給計画変更届出書に変更を必要とする理由及び当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第百三十条（供給計画の公表）

法第八十一条第三項の経済産業省令で定める事項は、供給計画期間における行政区域別のガスの普及計画、主なガス工作物の設置計画その他の事項とする。

##### ２

特定ガス導管事業者は前項に掲げる事項を営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。  
ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

#### 第百三十一条

第九十二条から第百五条まで及び第百七条から第百十条までの規定は、特定ガス導管事業者に関し準用する。  
この場合において、これらの規定中「法」とあるのは、「法第八十四条第一項において準用する法」と読み替えるものとする。

##### ２

第八十九条の規定は、法第八十四条第二項において準用する法第六十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定めるガス工作物に関し準用する。

### 第三節　導管の接続に係る努力義務等

#### 第百三十二条（導管の接続その他のガスの使用者の利益を増進し、及びガス事業の健全な発達を図るための措置）

法第八十五条第一項の経済産業省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

* 一  
  他のガス導管事業者が維持し、及び運用する導管との接続
* 二  
  前号の導管の接続の検討に関連する情報の提供又は公表
* 三  
  前二号に掲げるもののほか、他のガス導管事業者との間の導管の接続を円滑に行うための措置

#### 第百三十三条（協議の開始又は再開の命令）

法第八十五条第三項の規定による協議の開始又は再開の申立てをしようとする者は、様式第六十七の協議開始（再開）命令申立書に申立てに至つた経緯に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

経済産業大臣は、前項の申立書を受け付けたときは、協議を求められたガス導管事業者に対し、遅滞なく当該申立書の写しを送付するものとする。

##### ３

前項のガス導管事業者は、第一項の申立書について意見があるときは、経済産業大臣に意見書を提出することができる。

#### 第百三十四条（裁定）

法第八十五条第四項の裁定を申請しようとする者は、様式第六十八の裁定申請書に協議の経緯に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

前条第二項及び第三項の規定は、前項の申請書について準用する。  
この場合において、同条第二項中「協議を求められた」とあるのは、「協議の相手方たる」と読み替えるものとする。

## 第四章　ガス製造事業

### 第一節　事業の届出

#### 第百三十五条（ガス製造事業の届出）

法第八十六条第一項の規定によるガス製造事業の届出をしようとする者は、様式第六十九のガス製造事業届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

法第八十六条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
* 二  
  その行うガス製造事業以外の事業の概要

##### ３

法第八十六条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

* 一  
  ガス製造事業の用に供するガス工作物の概要を記載した書面
* 二  
  届出者が連名で届け出た場合にあつては、届出者間の関係を記載した書類
* 三  
  主たる技術者の履歴書
* 四  
  届出者が法人である場合にあつては、当該届出者の定款及び登記事項証明書
* 五  
  届出者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款
* 六  
  届出者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者がガス製造事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

##### ４

法第八十六条第三項の規定によるガス製造事業の届出に係る事項の変更の届出をしようとする者は、様式第七十のガス製造事業変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第百三十六条（ガス製造事業者の地位の承継の届出）

法第八十七条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第七十一のガス製造事業承継届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第百三十七条（ガス製造事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

法第八十八条第一項の規定によるガス製造事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第七十二のガス製造事業休止（廃止）届出書に休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

##### ２

法第八十八条第二項の規定によるガス製造事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第七十三の解散届出書を、経済産業大臣に提出するものとする。

### 第二節　業務

#### 第百三十八条（ガス受託製造約款において定めるべき事項）

法第八十九条第一項のガス受託製造約款においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

* 一  
  適用範囲
* 二  
  料金の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明
* 三  
  液化ガス貯蔵設備等その他の設備に関する費用の負担に関する事項
* 四  
  前二号に掲げるもののほか、ガス受託製造の役務の提供を受ける者が負担すべきものがある場合にあつては、その内容
* 五  
  ガス製造量の計測方法及び料金その他のガス受託製造の役務の提供を受ける者が負担すべきものの徴収の方法
* 六  
  原料とし得る液化ガスの熱量等の範囲、組成その他の液化ガスの受入条件に関する事項
* 七  
  液化ガス貯蔵設備等その他の設備に関するガス製造事業者及びガス受託製造の役務の提供を受ける者の保安上の責任に関する事項
* 八  
  ガス受託製造の制限又は停止並びに解除に関する事項
* 九  
  契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項
* 十  
  前各号に掲げるもののほか、ガス受託製造に係る条件又はガス製造事業者及びガス受託製造の役務の提供を受ける者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容
* 十一  
  有効期間を定める場合にあつては、その期間
* 十二  
  実施期日

#### 第百三十九条（ガス受託製造約款の届出等）

法第八十九条第一項の規定によるガス受託製造約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第七十四のガス受託製造約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  料金の算定方法及び算定の基礎となる項目に関する説明書
* 二  
  ガス受託製造の役務の提供を受ける者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

##### ２

法第八十九条第一項の規定によるガス受託製造約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第七十五のガス受託製造約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  変更を必要とする理由を記載した書類
* 二  
  変更しようとする部分を明らかにした変更前のガス受託製造約款
* 三  
  前条第二号の事項を変更しようとする場合にあつては、料金の算定方法及び算定の基礎となる項目に関する説明書
* 四  
  前条第三号及び第四号の事項を変更しようとする場合にあつては、ガス受託製造の役務の提供を受ける者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

##### ３

経済産業大臣は、必要があると認めるときは、第一項又は前項の者に対し、前条第二号から第四号までの事項について必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

#### 第百四十条（ガス受託製造約款以外の条件の承認の申請）

法第八十九条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第七十六のガス受託製造特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  ガス受託製造約款以外の条件によるガス受託製造を必要とする理由を記載した書類
* 二  
  料金その他のガス受託製造の役務の提供を受ける者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

#### 第百四十一条（ガス受託製造約款の公表）

法第八十九条第四項の規定によるガス受託製造約款の公表は、その実施の日の十日前までに、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。  
ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

#### 第百四十二条（液化ガス貯蔵設備の容量等の公表義務）

法第九十条第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

* 一  
  その維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備における液化ガスの貯蔵の余力の見通し
* 二  
  その維持し、及び運用するガス発生設備におけるガスの製造の余力の見通し
* 三  
  ガス受託製造の役務の提供を受けようとする者が利用することができる船舶の種類及び船型並びに液化ガスの種類及び品質
* 四  
  配船計画の策定時期の見通し

##### ２

法第九十条第一項の規定による経済産業省令で定める事項の公表は、毎年度七月末日までに、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。  
ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

##### ３

前項の規定により公表する事項は、公表することができる直近の事項でなければならない。

#### 第百四十三条

法第九十条第二項の経済産業省令で定める軽微な変更は、前条第一項第一号及び第二号の余力の見通しに係る変更であつて、需要変動、配船変更その他の日々の変動に基づくものとする。

#### 第百四十四条（熱量等の測定方法）

法第九十一条の規定による熱量等の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。  
ただし、ガス小売事業（大口供給のみを行うものに限る。）の用に供するガスを製造する場合にあつては、熱量等を測定することを要しない。

* 一  
  熱量にあつては、毎日一回、製造所の出口（当該出口における測定が困難な場合において経済産業大臣（その事業の用に供するガス工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある者に係る場合は、産業保安監督部長。以下この項において同じ。）が指定したときは、その指定する場所。以下第三号において同じ。）において、告示で定める方法により測定すること。
* 二  
  圧力にあつては、常時、ガスホルダーの出口及び経済産業大臣が指定する場所において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。
* 三  
  燃焼性にあつては、毎日一回、製造所の出口において、燃焼速度及びウォッベ指数について告示で定める方法により測定すること。

##### ２

災害その他の非常時にガスの熱量及び燃焼性を測定することが困難な場合において、熱量及び燃焼性が測定された液化天然ガスを用いてその成分に変更を加えることなく一時的に供給するときは、第一項の規定にかかわらず、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

##### ３

法第九十一条の規定による熱量等の測定の結果の記録は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

* 一  
  熱量の測定の結果については、様式第十又は様式第十一によること。
* 二  
  圧力の測定の結果については、圧力計の記録方法によること。
* 三  
  燃焼性の測定の結果については、様式第十三によること。

##### ４

前項の測定の結果の記録は、一年間保存しなければならない。

#### 第百四十五条（電磁的方法による保存）

法第九十一条に規定する測定の結果の記録は、前条第三項各号に掲げるところにより、電磁的方法により作成し、保存することができる。

##### ２

前項の規定による保存をする場合には、同項の測定の結果の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

##### ３

第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

#### 第百四十六条（製造計画の期間）

法第九十三条第一項の経済産業省令で定める期間は、三年とする。

##### ２

大規模かつ急速な都市化が進行する地域において、計画的かつ合理的なガスの供給を確保するため三年を超える期間について計画を作成させる必要があるとして経済産業大臣が指定した一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管とその維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備が接続するガス製造事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、五年とする。

#### 第百四十七条（製造計画の届出）

法第九十三条第一項の規定によるガスの製造計画の届出をしようとする者は、初年度以降前条第一項又は第二項に規定する期間におけるガスの需要及び供給、ガス工作物、設備投資その他のガス製造事業に関する事項を記載した様式第七十七の製造計画届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

法第九十三条第二項の規定によるガスの製造計画の変更の届出をしようとする者は、様式第七十八の製造計画変更届出書に変更を必要とする理由及び当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

### 第三節　ガス工作物

#### 第百四十八条（保安規程）

法第九十七条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。

* 一  
  ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
* 二  
  ガス主任技術者が旅行、疾病その他事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。
* 三  
  ガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
* 四  
  ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第九号に掲げるものを除く。）。
* 五  
  ガス工作物の運転又は操作に関すること。
* 六  
  ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティの確保に関すること。
* 七  
  導管の工事の方法に関すること。
* 八  
  導管の工事現場の責任者の条件その他導管の工事現場における保安監督体制に関すること。
* 九  
  導管の周囲においてガス工作物の工事以外の工事が行われる場合における当該導管の維持及び運用に関する保安に関すること。
* 十  
  災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。
* 十一  
  ガス工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての記録に関すること。
* 十二  
  ガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者であつて保安規程に違反した者に対する措置に関すること。
* 十三  
  その他ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項に関すること。

##### ２

強化地域内にガス工作物を設置するガス製造事業者（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者を除く。次項において同じ。）にあつては、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

* 一  
  警戒宣言の伝達に関すること。
* 二  
  警戒宣言が発せられた場合における防災に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
* 三  
  警戒宣言が発せられた場合における保安要員の確保に関すること。
* 四  
  警戒宣言が発せられた場合におけるガス工作物の巡視、点検及び検査並びに運転又は操作に関すること。
* 五  
  警戒宣言が発せられた場合における防災に関する設備及び資材の確保、点検及び整備に関すること。
* 六  
  警戒宣言が発せられた場合に地震防災に関しとるべき措置に係る教育、訓練及び広報に関すること。
* 七  
  その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関すること。

##### ３

大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内においてガス工作物を設置しているガス製造事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第九十七条第二項の規定による届出をしなければならない。

##### ４

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス製造事業者（同法第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

* 一  
  南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。
* 二  
  南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

##### ５

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域内においてガス工作物を設置しているガス製造事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第九十七条第二項の規定による届出をしなければならない。

##### ６

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス製造事業者（同法第六条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

* 一  
  日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。
* 二  
  日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

##### ７

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内においてガス工作物を設置しているガス製造事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第九十七条第二項の規定による届出をしなければならない。

##### ８

電気事業法が適用されるガス工作物を設置するガス製造事業者にあつては、当該ガス工作物に係る第一項から前項までに掲げる事項について保安規程に定めないことができる。

#### 第百四十九条

法第九十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第十八の保安規程届出書を提出しなければならない。

##### ２

法第九十七条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十九の保安規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

#### 第百五十条（ガス主任技術者の選任等）

法第九十八条第一項の規定によるガス主任技術者の選任は、第二十六条第一項の表の上欄に掲げる事業場（電気事業法が適用されるガス工作物のみを設置しているものを除く。）ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

##### ２

ガス製造事業者は、第二十六条第一項の表第二号に掲げる事業場におけるガス主任技術者の選任については、選任に係る事業場に駐在しない者をガス主任技術者に選任し、又はガス主任技術者に二以上の事業場のガス主任技術者を兼ねさせてはならない。  
ただし、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第四号に係るものを受けた場合は、この限りでない。

#### 第百五十一条（実務の経験）

法第九十八条第一項の経済産業省令で定める実務の経験は、製造又は供給の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に通算して一年以上従事したこととする。

##### ２

前項に規定する経験は、当該経験と同等以上の実務の経験であると経済産業大臣が認定した経験をもつて代えることができる。

##### ３

前項の規定による経済産業大臣の認定を受けようとする者は、様式第二十の実務経験認定申請書に次の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  実務の経験に関する説明書
* 二  
  履歴書

#### 第百五十二条（ガス主任技術者の選解任の届出）

法第九十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一のガス主任技術者選任又は解任届出書を提出しなければならない。  
この場合において、その者が第二十六条第一項の表第二号に掲げる者であるときは、ガス主任技術者の解任に係る場合を除き、前条第一項の経験を有することを証する書類を添付しなければならない。

#### 第百五十三条（工事計画の届出）

法第百一条第一項の経済産業省令で定めるガス工作物の設置又は変更の工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げるものとする。

##### ２

法第百一条第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、別表第一の中欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外の変更とする。

##### ３

法第百一条第八項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画の記載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

#### 第百五十四条

法第百一条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十八の工事計画（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。  
ただし、その届出が廃止の工事に係る場合は、第二号及び第三号の書類を添付することを要しない。

* 一  
  工事計画書
* 二  
  当該ガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類
* 三  
  工事工程表
* 四  
  変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

##### ２

前項第一号の工事計画書には、届出に係るガス工作物の種類に応じて、別表第二の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。  
この場合において、その届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

##### ３

別表第一の中欄に掲げる工事の計画を分割して法第百一条第一項前段の規定による届出をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその届出をしなければならない。

#### 第百五十五条

法第百一条第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十九の工事計画軽微変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

#### 第百五十六条（添付書類の省略）

法第百一条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス工作物に係る場合は、当該ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。第百五十九条第四号において同じ。）がその届出に係るガス工作物の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第百五十四条第一項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

#### 第百五十七条（使用前検査）

法第百一条第一項又は第二項の設置又は変更の工事をするガス工作物であつて、法第百二条第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

#### 第百五十八条

法第百二条第一項の自主検査は、ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、同条第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

##### ２

法第百二条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査を受けようとする者は、当該登録ガス工作物検査機関の定めるところにより、使用前検査申請書を当該登録ガス工作物検査機関に提出しなければならない。

#### 第百五十九条

法第百二条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

* 一  
  ガス工作物を試験のために使用する場合（そのガス工作物に係るガスを使用者に供給する場合にあつては、当該ガス工作物の使用の方法を変更するごとにガスの熱量等を測定して供給する場合に限る。）
* 二  
  前号に掲げる場合のほか、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第一号に係るものを受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用する場合
* 三  
  法第百二条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格したガス工作物であつて、当該合格後に当該合格に係る場所以外の場所に移転したものを、当該合格に係る場所に移転して使用する場合（当該ガス工作物を当該合格に係る場所から移転した時から、当該合格に係る場所に移転して使用する時までの間に、当該ガス工作物を修理し、若しくは改造し、又は当該ガス工作物が損壊した場合を除く。）
* 四  
  ガス工作物の設置の場所の状況又は工事の内容により、経済産業大臣が支障がないと認めて検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

#### 第百六十条（使用前自主検査等の記録の作成及び保存）

法第百二条第三項の経済産業省令で定める自主検査の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

* 一  
  自主検査年月日
* 二  
  自主検査の対象
* 三  
  自主検査の方法
* 四  
  自主検査の結果
* 五  
  自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）
* 六  
  自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
* 七  
  登録ガス工作物検査機関が行う検査の結果

##### ２

前項の記録は、その記録を行つた日から五年間（登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格した場合にあつては、当該合格した日から五年間）保存するものとする。

#### 第百六十一条（電磁的方法による保存）

法第百二条第三項の自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

##### ２

前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

##### ３

第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

#### 第百六十二条（仮合格の承認）

登録ガス工作物検査機関は、法第百三条第一項の承認を受けようとするときは、様式第六十二の仮合格承認申請書に、仮合格を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

#### 第百六十三条（定期自主検査）

法第百四条の経済産業省令で定めるガス工作物は、次に掲げるガス工作物（不活性のガス（空気を含む。）又は不活性の液化ガスのみを通ずるもの及び電気事業法が適用されるものを除く。）であつて、最高使用圧力が高圧のものとする。

* 一  
  ガス発生設備（移動式ガス発生設備及び液化石油ガスを気化してガスを発生させる設備（気化したガスの出口部分の最高使用圧力が高圧であるもの以外のものに限る。）を除く。）、ガス精製設備、ガスホルダー、熱交換器、冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く。）、導管及び整圧器
* 二  
  熱量調整装置に属する容器又は付臭剤を収納する容器

##### ２

法第百四条の自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

* 一  
  開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
* 二  
  試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

#### 第百六十四条

法第百四条の自主検査は、ガス工作物の種類、運転時間等に応じ、告示に定める時期ごとに行うものとする。  
ただし、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第二号又は第三号に係るものを受けた場合は、その承認を受けた時期とする。

#### 第百六十五条（定期自主検査の記録の作成及び保存）

法第百四条の自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

* 一  
  自主検査年月日
* 二  
  自主検査の対象
* 三  
  自主検査の方法
* 四  
  自主検査の結果
* 五  
  自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）
* 六  
  自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

##### ２

自主検査の結果の記録は、五年間保存するものとする。

#### 第百六十六条（電磁的方法による保存）

法第百四条の定期自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

##### ２

前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

##### ３

第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

## 第五章　ガス事業以外のガスの供給等の事業

#### 第百六十七条（ガス事業以外のガスを供給する事業）

生産工程、資本関係、人的関係等における関係から、密接な関係を有する者と認められるものに対してガスを供給する事業は、法第百五条のガス事業以外のガスを供給する事業に該当するものとする。

#### 第百六十八条（ガス主任技術者の選任）

法第百五条において準用する法第二十五条第一項の規定によるガス主任技術者の選任は、連続して延長が五百メートルを超える導管であつて最高使用圧力が五キロパスカル以上のものを構外に有する事業場及び連続して延長が五百メートルを超える導管であつて最高使用圧力が五キロパスカル未満であるものを構外に有する事業場であつてその導管により他の場所に一日につき標準状態において一万立方メートル以上のガスを送出する能力を有するものごとに甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者のうちから行うものとする。

##### ２

第二十六条第二項の規定は、準用事業者に準用する。

##### ３

第二十八条の規定は、法第百五条において準用する法第二十五条第二項の規定による届出をしようとする者に準用する。

#### 第百六十九条（事業開始等の届出）

法第百六条の規定による届出をしようとする者は、様式第七十九の準用事業開始（廃止）届出書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。  
ただし、自ら製造したガスを使用する事業を行う場合にあつては、次の各号に掲げる書類を添付することを要しない。

* 一  
  供給の相手方との契約書の写し
* 二  
  供給地点の位置を明示した図面
* 三  
  供給の相手方との関係を記載した書類

## 第六章　あつせん及び仲裁

#### 第百七十条

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の二から第四十七条の七までの規定は、法第百七条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。  
この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

## 第七章　指定試験機関及び登録ガス工作物検査機関

### 第一節　指定試験機関

#### 第百七十一条（指定試験機関の指定の申請）

法第二十九条第三項の規定による指定を受けようとする者は、様式第八十二の申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

* 一  
  定款及び登記事項証明書
* 二  
  申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
* 三  
  申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書
* 四  
  役員の氏名及び略歴を記載した書面

#### 第百七十二条（指定試験機関の名称等の変更の届出）

指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地
* 二  
  変更しようとする日
* 三  
  変更の理由

#### 第百七十三条

指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
* 二  
  新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする日
* 三  
  新設又は廃止の理由

#### 第百七十四条（試験事務規程の認可の申請）

指定試験機関は、法第百十二条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、当該認可に係る試験事務規程を添えて、書面により、申請しなければならない。

#### 第百七十五条（試験事務規程の記載事項）

法第百十二条第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

* 一  
  試験の実施の方法に関する事項
* 二  
  手数料の収納の方法に関する事項
* 三  
  合格通知書の交付及び再交付に関する事項
* 四  
  試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
* 五  
  試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
* 六  
  その他試験事務の実施に関し必要な事項

#### 第百七十六条（試験事務規程の変更の認可の申請）

指定試験機関は、法第百十二条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  変更しようとする事項
* 二  
  変更しようとする日
* 三  
  変更の理由

#### 第百七十七条（試験事務の休廃止の許可の申請）

指定試験機関は、法第百十三条の許可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  休止し、又は廃止しようとする試験事務に関する業務の範囲
* 二  
  試験事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとする日及び試験事務に関する業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
* 三  
  試験事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとする理由

#### 第百七十八条（役員の選任及び解任の認可の申請）

指定試験機関は、法第百十五条の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴
* 二  
  選任又は解任の理由

#### 第百七十九条（試験員の要件）

法第百十七条第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

* 一  
  学校教育法による大学若しくは高等専門学校においてガスに係る理学若しくは工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
* 二  
  通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第百二十一号）第十一条の規定による改正前の法第四十五条の二第一項のガス工作物検査官の職にあつた者
* 三  
  甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて、ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に二年以上従事した経験を有するもの
* 四  
  乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて、ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に四年以上従事した経験を有するもの
* 五  
  前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

#### 第百八十条（試験員の選任又は変更の届出）

法第百十七条第三項前段の規定による届出をしようとする指定試験機関は、選任した試験員の氏名、略歴、担当する試験の科目及び選任の理由を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

指定試験機関は、試験員の氏名について変更が生じたとき、試験員の担当する試験の科目を変更したとき、又は試験員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

#### 第百八十一条（試験結果の報告）

指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、当該試験の種類ごとに合格者の氏名、生年月日、住所、本籍地及び合格通知書の番号を記載した合格者一覧を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第百八十二条（帳簿）

法第百二十一条に規定する帳簿に記載すべき事項は、次のとおりとする。

* 一  
  合格者の氏名
* 二  
  合格者の生年月日
* 三  
  合格者の住所
* 四  
  合格者の本籍地
* 五  
  合格通知書の番号
* 六  
  合格した試験の種類

##### ２

法第百二十一条の経済産業省令で定める帳簿の保存は、試験事務を廃止するまでとする。

#### 第百八十三条（電磁的方法による保存）

前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第百二十一条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

##### ２

前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

#### 第百八十四条（試験事務の引継ぎ等）

指定試験機関は、法第百二十二条第二項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

* 一  
  試験事務を経済産業大臣に引き継ぐこと。
* 二  
  試験事務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き継ぐこと。
* 三  
  その他経済産業大臣が必要と認める事項

#### 第百八十五条（公示）

経済産業大臣は、次の表に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

### 第二節　登録ガス工作物検査機関

#### 第百八十六条（登録の申請）

法第百二十三条の規定により登録の申請をしようとする者は、様式第八十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  登記事項証明書又はこれに準ずるもの
* 二  
  登録申請者が法第百二十四条各号の規定に該当しないことを説明した書面
* 三  
  検査の業務を行う者が法第百二十五条第一項第一号の要件に適合することを説明した書類
* 四  
  登録申請者が法第百二十五条第一項第二号の要件に適合することを説明した書類

#### 第百八十七条（附属設備）

法第百二十三条第一号の経済産業省令で定める附属設備は、次のとおりとする。

* 一  
  調整装置
* 二  
  特定ガス発生設備の設置場の屋根及び障壁

#### 第百八十八条（登録の更新の手続）

法第百二十六条第一項の規定により、登録ガス工作物検査機関が登録の更新を受けようとする場合は、第百八十六条及び前条の規定を準用する。

#### 第百八十九条（検査の方法）

法第百二十七条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

* 一  
  法第三十三条第一項、第六十九条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百二条第一項に規定するガス工作物の工事が法第三十二条第一項若しくは第二項、第六十八条第一項若しくは第二項（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百一条第一項若しくは第二項の規定による届出をした工事の計画（法第三十二条第一項ただし書若しくは第二項ただし書、第六十八条第一項ただし書若しくは第二項ただし書（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百一条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従つて行われたものであることを確認できる方法
* 二  
  法第三十三条第一項、第六十九条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百二条第一項に規定するガス工作物がそれぞれ法第二十一条第一項、第六十一条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであることを確認できる方法

#### 第百九十条（事業所の変更の届出）

登録ガス工作物検査機関は、法第百二十八条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第八十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第百九十一条（業務規程）

登録ガス工作物検査機関は、法第百二十九条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、検査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第八十五による届出書に業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

前項の規定は、法第百二十九条第一項後段の規定による業務規程の変更の届出に準用する。

##### ３

法第百二十九条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
* 二  
  検査の業務を行う場所に関する事項
* 三  
  検査員の配置に関する事項
* 四  
  検査に係る料金の算定に関する事項
* 五  
  検査に関する証明書の交付に関する事項
* 六  
  検査員の選任及び解任に関する事項
* 七  
  検査の申請書の保存に関する事項
* 八  
  検査の方法に関する事項
* 九  
  前各号に掲げるもののほか、検査の業務に関し必要な事項

#### 第百九十二条（業務の休廃止）

登録ガス工作物検査機関は、法第百三十条の規定により検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第八十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第百九十三条（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

法第百三十一条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

##### ２

法第百三十一条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録ガス工作物検査機関が定めるものとする。

* 一  
  送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
* 二  
  磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

#### 第百九十四条（帳簿）

法第百三十五条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

* 一  
  検査の申請をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
* 二  
  検査の申請を受けた年月日
* 三  
  検査対象ガス工作物の名称及び所在地
* 四  
  検査を行つたガス工作物の概要
* 五  
  検査を行つた年月日
* 六  
  検査を実施した検査員の氏名
* 七  
  検査の概要及び結果

##### ２

登録ガス工作物検査機関は、法第百三十五条の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

#### 第百九十五条（電磁的方法による保存）

前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第百三十五条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

##### ２

前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

#### 第百九十六条（業務の引継ぎ）

登録ガス工作物検査機関は、法第百三十六条第二項の規定により経済産業大臣が同項の検査の業務の全部又は一部を行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

* 一  
  引き継ぐべき検査の業務を経済産業大臣に引き継ぐこと。
* 二  
  引き継ぐべき検査の業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。
* 三  
  その他経済産業大臣が検査の業務の引継ぎに関し必要と認める事項を行うこと。

## 第八章　雑則

#### 第百九十七条（消費機器に関する周知）

法第百五十九条第一項の規定による周知は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

* 一  
  ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な周知事項は、次のとおりとする。
* 二  
  ガス小売事業者（法第百五十九条第一項に規定するガス小売事業者をいう。以下この条から第二百条までにおいて同じ。）は、当該ガス小売事業者が供給するガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、次に定めるところにより前号に掲げる事項を周知させなければならない。
* 三  
  次のイからハまでに掲げる周知を、前回の周知の日から当該イからハまでに定める期間を経過した日（以下この号において「基準日」という。）前四月以内の期間に行つた場合にあつては、基準日において当該周知を行つたものとみなす。
* 四  
  ガス小売事業者は、第二号に規定する方法によるほか、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布若しくは巡回訪問その他のガスの使用に伴う危険の発生を防止するための適切な方法により、その供給するガスの使用者に第一号の事項を周知させ、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に努めなければならない。
* 五  
  ガス小売事業者は、毎年度経過後三十日以内に、第二号及び前号の規定により、その年度に行つた周知に関する状況について様式第八十七の周知状況の届出書を消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

##### ２

前項の規定にかかわらず、一の供給地点について約した小売供給が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小売供給に係るガスの使用者に対する周知を要しない。  
ただし、一の供給地点について約した小売供給を二年以上行つている場合であつて、至近の二年度における当該小売供給が連続して正当な理由なく次の各号のいずれかに該当しなかつたときは、この限りでない。

* 一  
  年間のガス供給量が熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で五十万立方メートル以上供給するものに相当する量であること。
* 二  
  年間のガス供給量が熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で十万立方メートル以上五十万立方メートル未満供給するものに相当する量であつて、供給先が建物区分のうち工業用建物であること。

##### ３

前項本文の規定により周知させなかつたガス小売事業者は、毎年度経過後三月以内に、その年度における同項本文の小売供給の実績を、様式第八十八により、当該小売供給に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

#### 第百九十八条（ガス小売事業者による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法）

ガス小売事業者は、前条第一項第二号イ又はロの規定による書面の配布に代えて、当該ガスの使用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条及び次条において「周知事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条及び次条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。  
この場合において、ガス小売事業者は、当該書面を配布したものとみなす。

* 一  
  電子メールを送信する方法であつて、ガスの使用者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
* 二  
  当該ガス小売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された周知事項を電気通信回線を通じてガスの使用者の閲覧に供し、当該ガスの使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに周知事項を記録する方法
* 三  
  磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法

##### ２

ガス小売事業者は、前項の規定により、電磁的方法により周知事項を提供した場合においても、ガスの使用者からの求めがあつたときは、その者に対し、周知事項を記載した書面を配布しなければならない。

#### 第百九十九条（ガス小売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

ガス小売事業者は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの（第三項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

* 一  
  電子メールを送信する方法であつて、当該ガス小売事業者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
* 二  
  当該ガス小売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたガスの使用者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じてガスの使用者の閲覧に供し、当該ガス小売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該ガスの使用者の承諾に関する事項を記録する方法
* 三  
  磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体にガスの使用者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

##### ２

前項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次の各号に掲げるものとする。

* 一  
  前条第一項各号に掲げる方法のうち、ガス小売事業者が使用するもの
* 二  
  ファイルへの記録の方式

##### ３

第一項の承諾を得たガス小売事業者は、当該相手方から書面等について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、周知事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。  
ただし、当該相手方が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

#### 第二百条（消費機器に関する調査）

法第百五十九条第二項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。

* 一  
  調査は、次の表の上欄に掲げる消費機器の種類ごとに、同表の中欄に掲げる頻度で、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うこと。  
  ただし、経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。
* 二  
  前号の表の上欄イ又はロに掲げる消費機器の種類に係る調査を、前回の調査の日から四年を経過した日（以下この号において「基準日」という。）前四月以内の期間に行つた場合にあつては、基準日において当該調査を行つたものとみなす。
* 三  
  第一号に規定する調査の結果、法第百五十九条第三項の通知をしたときは、その通知に係る消費機器については、次のイ及びロに掲げる措置を行わなければならない。
* 四  
  経済産業大臣が消費機器を使用する者の生命又は身体について当該消費機器の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、第一号及び前号の規定にかかわらず、経済産業大臣の定めるところにより、調査を行わなければならない。
* 五  
  調査を行う者（以下「調査員」という。）は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示すること。

##### ２

前項の規定にかかわらず、一の供給地点について約した小売供給が第百九十七条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該小売供給に係るガスの使用者が所有し、又は占有する消費機器に対する調査を要しない。  
ただし、一の供給地点について約した小売供給を二年以上行つている場合であつて、至近の二年度における当該小売供給が連続して正当な理由なく同項各号のいずれかに該当しなかつたときは、この限りでない。

##### ３

前項本文の規定により調査を行わなかつたガス小売事業者は、毎年度経過後三月以内に、その年度における同項本文の小売供給の実績を、様式第八十九により、当該小売供給に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

#### 第二百一条

ガス小売事業者は、前条第一項第一号の規定にかかわらず、当該ガス小売事業者が、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から、直近の同号の表の上欄イ及びロに規定する調査の結果（法第百五十九条第六項の規定により作成した帳簿（当該調査に係る部分に限る。）の情報を含む。以下この条において同じ。）を提供されたときは、ガスの使用の申込みを受け付けたとき（ガスメーターコックの開栓を伴わない場合に限る。）における調査を要しない。  
ただし、当該調査の結果の提供につき、消費機器の所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

##### ２

前項の規定により調査を行わなかつたガス小売事業者は、調査に係るガスの使用者と小売供給契約を締結している場合に限り、同項の規定により提供された当該調査の結果を、調査を次に実施するまでの間保存しなければならない。

##### ３

一般ガス導管事業者は、前条第一項第一号の規定にかかわらず、法第百五十九条第四項の規定により通知された直近の同号の表の上欄イ及びロに規定する調査の結果を保存しているときは、ガスの使用の申込みを受け付けたとき（ガスメーターコックの開栓を伴わない場合に限る。）における調査を要しない。

##### ４

前項の規定により調査を行わなかつた一般ガス導管事業者は、調査に係るガスの使用者と最終保障供給に関する契約を締結している場合に限り、法第百五十九条第四項の規定により通知された当該調査の結果を、調査を次に実施するまでの間保存しなければならない。

#### 第二百二条（消費機器の技術上の基準）

法第百五十九条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

* 一  
  次に掲げる燃焼器（屋内に設置するものに限り、密閉燃焼式のものを除く。）には、当該燃焼器に接続して排気筒を設けること。  
  ただし、当該燃焼器の構造上その他の理由によりこれによることが困難な場合において、当該燃焼器のための排気フードを設けるときは、この限りでない。
* 二  
  前号の燃焼器（以下この号から第四号までにおいて単に「燃焼器」という。）の排気筒は、次のイ又はロに定める基準に適合すること。
* 三  
  燃焼器の排気筒に接続する排気扇は、次に定める基準に適合すること。
* 四  
  燃焼器であつて、第一号の規定により排気筒を設けるものは、当該排気筒の有効断面積以上の有効断面積を有する給気口その他給気上有効な開口部を設けた室に設置すること。
* 五  
  次に掲げる燃焼器は、換気扇又は有効な給排気のための開口部を設けた室に設置すること。  
  ただし、排気フードを設けるもの又は排気筒を設けるものであつて第二号から第四号までの基準に準じて設置するものを除く。
* 六  
  ガス調理機器、ガス湯沸器（暖房兼用のものを含む。）、ガスふろがま、ガスストーブ又はガス衣類乾燥機であつて、密閉燃焼式のもの（屋内に設置するものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。
* 七  
  屋外に設置する燃焼器の排気筒又はその給排気部は、次に定める基準に適合すること。
* 八  
  燃焼器であつて、建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置するものには、告示で定める規格に適合するガス漏れ警報設備を告示で定める方法により設けること。
* 九  
  燃焼器であつて、建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置するもの（過流出安全機構（一定流量を超えるガスが流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができるものをいう。）を内蔵するガス栓に接続するものを除く。）は、告示で定める規格に適合する金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管、ガスコード又は強化ガスホースを用いて告示で定める方法によりガス栓と確実に接続すること。
* 十  
  燃焼器（屋外に設置するものを除く。）であつて次のイ、ロ又はハに該当するものには、自動ガス遮断装置（ガスの流量若しくは圧力等の異常な状態又はガスの漏えいを検知し、自動的にガスを遮断する機能を有するものをいう。）を適切に設け、又は告示で定める規格に適合するガス漏れ警報器を告示で定める方法により設けること。
* 十一  
  燃焼器は、供給されるガスに適応したものであること。
* 十二  
  強制排気式の燃焼器であつて告示で定めるものは、ガスを燃焼した場合において正常に当該燃焼器から排気が排出されること。

#### 第二百三条

特別の理由により経済産業大臣の認可を受けた場合は、前条の規定にかかわらず、当該認可に係る基準をもつて法第百五十九条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準とする。

##### ２

前項の認可を受けようとするときは、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。

##### ３

前項の場合においては、申請書及び関係図面の写しを当該消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

#### 第二百四条（消費機器に関する調査の結果の通知）

法第百五十九条第四項の規定による通知は、同条第二項の調査を実施した日以後遅滞なく、調査の結果（ガスの使用者が第二百条第一項第一号の表上欄に掲げる消費機器を所有し、又は占有していない場合にあつては、その旨を含む。）を記載した書面に、法第百五十九条第六項の規定により作成した帳簿（当該調査に係る部分に限る。）の情報を添えて行うものとする。

##### ２

法第百五十九条第四項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項に定めるところにより、当該ガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者（以下この条において単に「ガス導管事業者」という。）の承諾を得て、前項の規定により通知すべきものを電磁的方法により通知することができる。  
この場合において、当該ガス小売事業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

##### ３

ガス小売事業者は、前項の規定により通知しようとするときは、あらかじめ、ガス導管事業者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

##### ４

ガス小売事業者は、第一項又は第二項の規定により、ガス導管事業者に対し、調査の結果を通知するに当たつては、当該調査の結果に加えて、ガス導管事業者が法第百五十九条第五項の業務を適正かつ円滑に行うために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

#### 第二百五条（帳簿）

法第百五十九条第六項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  調査に係る消費機器の所有者又は占有者の氏名又は名称及び住所
* 二  
  調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称
* 三  
  調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
* 四  
  調査年月日
* 五  
  調査の内容（ガスの使用者が第二百条第一項第一号の表上欄に掲げる消費機器を所有し、又は占有していない場合にあつては、その旨を含む。）
* 六  
  法第百五十九条第三項の通知をしたときは、その年月日及び内容
* 七  
  調査員の氏名
* 八  
  法第百五十九条第二項ただし書の規定により調査を行わなかつたときは、同項ただし書中の承諾を求めた年月日

##### ２

法第百五十九条第六項の帳簿は、調査に係るガスの使用者と小売供給契約を締結している場合に限り、調査が次に実施されるまでの間保存するものとする。

#### 第二百六条（電磁的方法による保存）

第百八十三条の規定は、前条第二項の規定による保存をする場合に準用する。  
この場合において、第百八十三条第一項中「法第百二十一条」とあるのは、「法第百五十九条第六項」と読み替えるものとする。

#### 第二百七条（保安業務規程）

法第百六十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の保安業務規程は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項について定めるものとする。

#### 第二百八条

法第百六十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第九十の保安業務規程届出書を提出しなければならない。

##### ２

法第百六十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第九十一の保安業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

#### 第二百九条（特例措置）

次の表の第一欄に掲げる者は、同表の第二欄に掲げる場合は、同表の第三欄に掲げる事項について、同表の第四欄に掲げる者の承認を受けることができる。

#### 第二百十条

前条の規定による承認であつて同条の表第一号に係るものを受けようとする者は、様式第九十二のガス工作物一部使用承認申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

前条の規定による承認であつて同条の表第二号又は第三号に係るものを受けようとする者は、様式第九十三の定期自主検査時期変更承認申請書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ３

前条の規定による承認であつて同条の表第四号に係るものを受けようとする者は、様式第九十四のガス主任技術者特例選任承認申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  特例選任を必要とする理由を記載した書類
* 二  
  ガス主任技術者の執務に関する説明書
* 三  
  特例選任に係る事業場の保安措置に関する説明書

##### ４

ガス事業者は、前条の規定による承認であつて同条の表第四号に係るものを受けたガス主任技術者に代えて、当該ガス主任技術者が承認を受けた条件と同等の条件を満たす他のガス主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

##### ５

前項の規定による届出をしようとする者は、様式第九十五の特例選任ガス主任技術者引継届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ６

ガス事業者が、第四項の規定による届出をしたときは、前条の規定による承認であつて同条の表第四号に係るものを受けたものとみなす。

#### 第二百十一条（証票）

法第百七十二条第四項に規定する証票は、様式第九十六によるものとする。

##### ２

法第百七十二条第八項に規定する証票は、様式第九十七によるものとする。

#### 第二百十二条（聴聞）

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知は、聴聞を行うべき期日の二十一日前までに行わなければならない。

##### ２

経済産業大臣又は経済産業局長は、行政手続法第十七条第一項の許可の申請をした者のうちから、聴聞に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

#### 第二百十三条（意見の聴取）

法第百八十四条第一項の意見の聴取は、経済産業大臣、経済産業局長若しくは産業保安監督部長又はそれらの指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

##### ２

経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の内容を審査請求人に対し通知しなければならない。

##### ３

利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十四日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係があることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を経済産業大臣（経済産業局長又は産業保安監督部長が開こうとする意見聴取会に係る場合は、その意見聴取会を開こうとする経済産業局長又は産業保安監督部長）に届け出なければならない。

##### ４

経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

##### ５

経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。

##### ６

意見聴取会においては、審査請求人、参加人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び前項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができない。

##### ７

意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

##### ８

意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。

##### ９

審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。

##### １０

意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

##### １１

議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

#### 第二百十四条（適合性検査の申請）

法第百八十六条第一項の規定による申請をしようとする者は、様式第九十八による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第二百十五条（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告）

都道府県知事は、法第百七十一条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第十四条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

##### ２

市長は、法第百七十一条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第十四条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。  
この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

#### 第二百十六条

都道府県知事は、その職員に、法第百七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十四条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

都道府県知事は、その職員に、法第百七十二条第一項の規定により立入検査をさせた場合であつて、法令に違反する事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちに、様式第百による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ３

市長は、その職員に、法第百七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十四条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。  
この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

##### ４

市長は、その職員に、法第百七十二条第一項の規定により立入検査をさせた場合であつて、法令に違反する事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちに、様式第百による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。  
この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

#### 第二百十七条

都道府県知事は、法第百七十三条第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十四条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

##### ２

市長は、法第百七十三条第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十四条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。  
この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

#### 第二百十八条（消費税等相当額の表示に係る手続の特例）

第六十五条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第百十九条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百三十九条及び第百四十四条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であつて、消費税等相当額を含めた料金の表示をしようとするとき及び消費税等相当額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出しなければならない。

#### 第二百十九条（申請書等の提出部数等）

ガス事業者は、法又はこの省令の規定により、申請書、報告書又は届出書を経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長に提出するときは、正本一通を提出しなければならない。  
ただし、法第三十五条の許可の申請に係る書類については、正本一通及び写し一通を提出することとする。

##### ２

経済産業大臣に対し次の表の上欄に掲げる申請又は届出をする者は、その申請又は届出に係る書類の写しをそれぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長に一部提出しなければならない。

##### ３

経済産業局長及び産業保安監督部長に対し法第百六十八条第二項後段の裁定の申請をしようとする者は、その申請に係る書類を植物の所在地を管轄する経済産業局長に提出することとする。

# 附　則

##### １

この省令は、ガス事業法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和四十五年十月十二日）から施行する。  
ただし、第十六条第八号および第十九条第一項第三号の規定は、昭和四十六年四月一日から施行する。

##### ２

ガス事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第三十九号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

##### ５

旧規則の規定の例によつてした処分、手続きその他の行為は、この省令中これに相当する規定があるときは、この省令の規定によつてしたものとみなす。

##### １０

ガス事業者がガスを供給する事業を営む他の者に対して行うガスの供給が、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第八十三号）の施行の日以後に行われる場合における第四条の二第二項第一号の規定の適用については、同号中「であるもの」とあるのは、「であるもの（以下この号において「特定大口供給」という。）、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第八十三号）の施行の日（以下この号において「施行日」という。）以後に新たに行われる大口供給（特定大口供給を除く。以下この号において同じ。）並びに施行日前に行われていた大口供給に係る一時間当たりのガスの量の値を電磁的方法を利用して伝送するための装置の施行日以後の更新時期以後に当該大口供給に継続して行われる大口供給」とする。

# 附則（昭和四六年四月六日通商産業省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四六年六月二四日通商産業省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四七年五月二三日通商産業省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四八年五月二五日通商産業省令第四六号）

この省令は、昭和四十八年六月一日から施行する。

# 附則（昭和四八年八月一〇日通商産業省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四九年一一月一八日通商産業省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五二年一月二一日通商産業省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五三年八月二三日通商産業省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五四年九月一〇日通商産業省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五四年一〇月一一日通商産業省令第七八号）

##### １

この省令は、昭和五十五年一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に設置されている消費機器については、改正後の第八十五条第一号から第六号までの規定の適用に関しては、この省令の施行の日から二年間は、なお従前の例による。

# 附則（昭和五五年六月一六日通商産業省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五六年一月二〇日通商産業省令第一号）

##### １

この省令は、昭和五十六年七月一日から施行する。

##### ２

改正後のガス事業法施行規則第八十五条第七号及び第八号の規定は、この省令の施行の際現に特定地下街等に設置されている燃焼器については、この省令の施行の日から起算して六月、この省令の施行の際現に特定地下室等に設置されている燃焼器については、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までは、適用しない。

# 附則（昭和五八年三月二九日通商産業省令第一六号）

この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

# 附則（昭和六〇年一一月一五日通商産業省令第六七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

* 一  
  第八十四条第一号の表ロ（一）上欄の改正規定中建物区分に係る部分、第八十七条第一項の表第十四号の次に一号を加える改正規定、第八十七条第四項の表第四号の次に一号を加える改正規定及び第八十八条第四項の改正規定  
    
    
  昭和六十一年四月一日
* 二  
  第八十三条第一項及び第二項の改正規定並びに第八十五条第八号の次に一号を加える改正規定  
    
    
  昭和六十一年十月一日
* 三  
  第八十五条第二号及び第六号の改正規定  
    
    
  昭和六十二年十月一日

##### ２

改正後のガス事業法施行規則（以下単に「改正後の省令」という。）第八十七条第一項の表第十五号については、提出期限が昭和六十一年七月三十日以後である報告書から、改正後の省令第八十七条第四項の表第五号に掲げる事項については、提出期限が昭和六十二年二月二十八日以後である報告書から、改正後の省令第八十八条第四項の規定に基づく様式第六十四に係る事項については、提出期限が昭和六十一年四月三十日以後である報告書から適用する。

##### ３

ガス事業者は、改正後の省令第八十四条第一号の表ロ（一）上欄の規定中建物区分に係る部分の規定の施行の際現にガス工作物が設置されている建物について、昭和六十四年三月三十一日までに、建物区分ごとに該当する当該建物及び建物内中圧設備の総数を供給区域又は供給地点を管轄する通商産業局長に報告しなければならない。

##### ４

改正後の省令第八十五条第九号の規定は、この規定の施行の際現に建築され、又は建築のための工事に着手した建物（以下「既存建物」という。）に設置されている燃焼器（次項及び第六項に規定するものを除く。）については、適用しない。

##### ５

改正後の省令第八十五条第九号の規定は、既存建物に設置されている燃焼器（中圧以上のガスが供給されているものに限り、次項に規定するものを除く。）については、附則第三項の規定により報告をしなければならないとされる期限を経過した日から起算して三年を経過する日までは、適用しない。

##### ６

改正後の省令第八十五条第九号の規定は、既存建物に設置されている燃焼器（中圧以上のガスが供給されているものに限る。）にガスの漏えいを有効に検知できるガス漏れ警報器が設けられているものについては、適用しない。

##### ７

改正後の省令第八十五条第二号及び第六号の規定の適用に関しては、これらの規定の施行の際現に設置されている消費機器については、なお従前の例による。

##### ８

この省令の施行の際現に設置され、かつ、附則第一項第三号の規定にかかわらず改正後の省令第八十五条の基準に適合していない消費機器（前項に規定するものを除く。）に係る設備（排気筒及び給気のための開口部、又は換気扇若しくは給排気のための開口部をいう。）については、消費機器の不完全燃焼の状態又は不完全燃焼による排ガスを検知して当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断する機能を有すると認められる装置を設けることをもつて、改正後の省令第八十五条第一号、第二号のイ（３）から（７）まで、（９）から（１１）まで及びロ（１）（イ（４）及び（９）から（１１）までに係る部分に限る。）、第四号並びに第五号に規定する基準に適合したものとみなす。

# 附則（昭和六三年一月一三日通商産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二年一〇月五日通商産業省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成四年三月三一日通商産業省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成四年一一月一三日通商産業省令第七六号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第四十四条、第四十八条、第四十九条第一項、第七十八条第一項及び様式第三十五の改正規定は、平成五年一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にガス事業法（以下「法」という。）第三十二条第三項の規定により乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は同項第一号に規定するガス主任技術者国家試験（乙種ガス主任技術者免状の交付を受けるためのものに限る。）に合格している者については、なお従前の例による。

##### ３

この省令の施行前にした行為及び附則２の規定によりなお従前の例によることとされるガス主任技術者に係るこの省令の改正後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成五年三月九日通商産業省令第六号）

##### １

この省令は公布の日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

* 一  
  様式第四、様式第六、様式第七、様式第十、様式第十二、様式第二十三から様式第二十九まで、様式第三十一から様式第三十四まで、様式第三十七、様式第三十八、様式第四十一から様式第四十三まで、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十三から様式第五十五まで、様式第五十九及び様式第六十一から様式第六十四までの改正規定  
    
    
  平成五年四月一日
* 二  
  様式第十八の改正規定  
    
    
  平成七年二月二十八日
* 三  
  様式第五十六の改正規定  
    
    
  平成七年二月二十八日

##### ２

この省令の施行の際現にガス事業法第十七条第一項の認可を受けている供給規程については、改正後の第十六条第八号の規定にかかわらず、平成七年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

##### ３

この省令による改正後のガス事業法施行規則（以下「改正後の省令」という。）第二十一条第三項第三号の様式については、平成七年三月三十一日までは、なお従前の例による。

##### ４

改正後の省令第百十一条第一項の表第十一号の様式については、平成七年六月三十日までは、なお従前の例による。

# 附則（平成六年三月三〇日通商産業省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年五月二日通商産業省令第四二号）

##### １

この省令は、公布の日から起算し、六月を経過する日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に設置されている燃焼器については、改正後の第八十五条の規定に係わらず、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成六年八月五日通商産業省令第五九号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に法第二十五条の二第一項の規定により届出のあったガスの供給計画については、なお従前の例による。

##### ３

第二十四条第三項の適用については、平成七年三月三十一日までは、「五Ｃ、Ｌ一、Ｌ二又はＬ三」とあるのは、「五Ａ、五ＡＮ、四Ａ、六Ｂ、五Ｂ、四Ｂ、七Ｃ、六Ｃ、五Ｃ又は四Ｃ」とする。

##### ４

ガス用品の検定等に関する省令の別表第八の規定の適用について、ガス用品の検定等に関する省令の一部を改正する省令（平成五年三月九日通商産業省令第七号）附則第四項の規定により、なお従前の例による場合には、第二十四条第三項の適用については、同項中「五Ｃ、Ｌ一、Ｌ二又はＬ三」とあるのは、「五Ａ、五ＡＮ、四Ａ、六Ｂ、五Ｂ、四Ｂ、七Ｃ、六Ｃ、五Ｃ又は四Ｃ」とする。

# 附則（平成六年九月三〇日通商産業省令第六六号）

（施行期日）  
この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

# 附則（平成七年二月二七日通商産業省令第三号）

##### １

この省令は、ガス事業法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十二号）の施行の日（平成七年三月一日）から施行する。  
ただし、附則第八項の規定は、平成七年二月二十八日から施行する。

##### ２

この省令による改正後のガス事業法施行規則（以下「改正後の省令」という。）第三条第一項第一号に規定する要件に該当するガスの供給であつてこの省令の施行の際現にガス事業法の一部を改正する法律による改正前のガス事業法（以下「旧法」という。）第二条第六項に規定するガス事業者以外の者が、旧法第三条に規定する許可を受けること及び旧法第二十五条の届出をすることを要せずに行つているもの又は旧法第二十五条の届出をして行つているものを受けている者については、当該供給に関する限り、当分の間、改正後の省令第四条に規定する者とみなす。

##### ３

この省令の施行の際現に旧法第十七条第一項の認可を受けている供給規程については、改正後の省令第十八条第八号の規定にかかわらず、平成七年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

##### ４

改正後の省令第二十一条第三項第三号の様式については、平成七年三月三十一日までは、なお従前の例による。

##### ５

法第四十条の二第一項の規定による周知及び同条第二項の規定による調査については、改正後の省令第百六条及び第百七条の規定にかかわらず、平成七年八月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

##### ６

改正後の省令第百十一条第一項の表第十一号の様式については、平成七年六月三十日までは、なお従前の例による。

##### ７

改正後の省令第百十一条第一項の規定の適用については、この省令の施行の日から三年以内に開始する事業年度に限り、同項の表第六号中「九十日」とあるのは「百二十日」とする。

# 附則（平成七年五月一六日通商産業省令第四五号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年二月二三日通商産業省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年三月二九日通商産業省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年二月二八日通商産業省令第七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第百七条第一号の表の下欄並びに第百八条第二号イ（（７）を除く。）、第六号及び第六号の二の改正規定は、平成九年六月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に設置されている消費機器については、改正後のガス事業法施行規則第百八条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

##### ３

この省令の施行前にガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「法」という。）第二十七条の二第一項若しくは第二項（法第三十七条の十において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請又は法第二十七条の二第四項若しくは第五項（法第三十六条の十において準用する場合を含む。）若しくは法第二十七条の三第一項（法第三十七条の十及び法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出のあった工事の計画については、なお従前の例による。

##### ４

この省令の施行前に法第二十七条の四第一項（法第三十七条の七第二項及び法第三十七条の十において準用する場合を含む。）の規定による工事についての検査に係る申請があったときは、なお従前の例による。

##### ５

この省令の施行前に法第二十七条の六（法第三十七条の十において準用する場合を含む。）の規定による検査に係る申請があったときは、なお従前の例による。

##### ６

改正後の様式第十六、様式第十七、様式第十九、様式第三十一、様式第六十二、様式第六十八及び様式第八十三については、平成十一年九月三十日までは、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成九年三月二七日通商産業省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）

#### 第一条

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

# 附則（平成一一年三月三一日通商産業省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年一一月一九日通商産業省令第一〇〇号）

##### １

この省令は、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十号。以下「改正法」という。）第二条の施行の日（平成十一年十一月十九日）から施行する。

##### ２

改正法附則第八条第四項又は第六項の規定による承認を受けようとする者は、様式第百三十八の特別供給条件承認申請書を提出しなければならない。

##### ３

この省令の施行前に、法第二十五条第一項の規定に基づき届け出た供給計画又は同条第二項の規定に基づき届け出た供給計画の変更については、この省令による改正後のガス事業法施行規則（以下「新規則」という。）第二十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### ４

この省令の施行前に、法第二十五条第一項の規定に基づき届け出た供給計画の掲示又は同条第二項の規定に基づき届け出た供給計画の変更の掲示については、この省令による改正後の新規則第二十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附則（平成一一年一二月二七日通商産業省令第一二九号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年三月三一日通商産業省令第七六号）

この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

# 附則（平成一二年八月八日通商産業省令第一四六号）

##### １

この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

##### ２

改正後のガス事業法施行規則別表第一の下欄に掲げるガス工作物について通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第百二十一号。以下「整理合理化法」という。）第十一条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第二十七条の二第一項又は第二項（旧ガス事業法第三十七条の十において準用する場合を含む。次項において同じ。）の認可を受けた者又は整理合理化法附則第五十三条の規定によりなお従前の例によることとされた認可の申請について認可を受けた者であって、整理合理化法第十一条の規定による改正後のガス事業法（次項において「新ガス事業法」という。）第三十六条の二の二第一項の経済産業大臣の認定する者が行う検査を受けようとする者についての同条の規定の適用については、同条第二項第一号中「前条第一項又は第二項の規定による届出をした」とあるのは、「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第百二十一号）第十一条の規定による改正前のガス事業法第二十七条の二第一項又は第二項の認可を受けた」とする。

##### ３

前項の規定により新ガス事業法第三十六条の二の二の適用を受ける者に係る旧ガス事業法第二十七条の二第二項の規定による認可の申請又は同条第五項の規定による届出については、なお従前の例による。

##### ４

この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一二年九月二九日通商産業省令第二〇七号）

この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

# 附則（平成一二年一一月二七日通商産業省令第三五九号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にこの省令の規定による改正前のガス事業法施行規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、この省令の規定による改正前の相当の規定によってした処分とみなす。

# 附則（平成一二年一一月二七日通商産業省令第三六〇号）

##### １

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

# 附則（平成一二年一二月二八日通商産業省令第四一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年三月二九日経済産業省令第九九号）

##### １

この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

# 附則（平成一三年三月三〇日経済産業省令第一一六号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成一三年三月三〇日経済産業省令第一二五号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十三年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用する。

# 附則（平成一四年二月二六日経済産業省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第百十三条の七の次に一条を加える改正規定（第百十三条の八第五項第二号に係る部分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行する。

# 附則（平成一四年三月八日経済産業省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一四年三月一九日経済産業省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年三月三一日経済産業省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年六月一三日経済産業省令第七五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年六月二六日経済産業省令第七八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にこの省令による改正前のガス事業法施行規則第三十四条第二項に規定する講習を終了した者については、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成一五年七月二五日経済産業省令第八五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年九月三〇日経済産業省令第一二八号）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

# 附則（平成一六年二月二四日経済産業省令第一五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。  
ただし、ガス事業法施行規則第十九条の二及び第八十六条の二の改正規定並びに附則第四条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に一般ガス事業者又は電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）第二条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第三十七条の十一第一項に規定する卸供給事業者が旧ガス事業法第二条第十項に規定する卸供給を約した契約については、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この省令による改正前のガス事業法施行規則第四条の二の規定は、なおその効力を有する。

#### 第三条

この省令の施行の際現に旧ガス事業法第十七条第一項の認可を受け、又は同条第四項の規定による届出をしている供給約款、同条第七項の規定による届出をしている選択約款及び旧ガス事業法第二十条ただし書の認可を受けているガスの料金その他の供給条件（この省令による改正後のガス事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第三条第一項に定める要件に該当する改正法第二条の規定による改正後のガス事業法（以下「新ガス事業法」という。）第二条第七項に規定する大口供給のみに係る部分を除く。）は、この省令の施行の日に、それぞれ、新ガス事業法第十七条第一項の認可を受け、又は同条第四項の規定による届出をした供給約款、同条第七項の規定による届出をした選択約款及び新ガス事業法第二十条ただし書の認可を受けたガスの料金その他の供給条件とみなす。

##### ２

この省令の施行の際現に旧ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する旧ガス事業法第十七条第一項の認可を受け、又は旧ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する旧ガス事業法第十七条第四項の規定による届出をしている供給約款、旧ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する旧ガス事業法第十七条第七項の規定による届出をしている選択約款及び旧ガス事業法第三十七条の六の二ただし書の認可を受けているガスの料金その他の供給条件は、この省令の施行の日に、それぞれ、新ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する新ガス事業法第十七条第一項の認可を受け、又は新ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する新ガス事業法第十七条第四項の規定による届出をした供給約款、新ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する新ガス事業法第十七条第七項の規定による届出をした選択約款及び新ガス事業法第三十七条の六の二ただし書の認可を受けたガスの料金その他の供給条件とみなす。

#### 第四条

旧ガス事業法第二十五条の二第一項の規定は、改正法第二条の施行の日の属する年度の大口供給に係る事業計画については、適用しない。

#### 第五条

改正法の施行の際現にガスを供給する事業を行っている者の当該事業の用に供している導管（鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）又は高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の適用を受けているものに限る。）であって、一日当たりの送ガス能力（鉱山保安規則（平成六年通商産業省令第十三号）第八十三条第一項若しくは第八十四条の規定に基づく申請若しくは届出に係る一日当たりの最大流送能力又は高圧ガス保安法第五条第一項若しくは第二項の規定に基づく申請若しくは届出に係る一日当たりの処理設備の処理能力をいう。）が百万立方メートル未満のものについては、新施行規則第二条の二の規定にかかわらず、法第二条第五項の経済産業省令で定める規模以上の供給能力を有する導管に該当しないものとする。

#### 第六条（託送供給約款）

改正法附則第九条第一項の規定による託送供給約款の届出をしようとする者は、平成十六年三月一日までに、新施行規則様式第二十一の託送供給約款届出書に当該託送供給約款及び次の書類を添えて提出しなければならない。

* 一  
  ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十七号。以下「託送料金算定規則」という。）第十九条に規定する書類
* 二  
  供給の相手方が負担すべきもの（料金を除く。）があるときは、負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書

##### ２

改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて準用される新ガス事業法第二十二条第四項後段の規定による届出をしようとする者は、新施行規則様式第二十一の二の託送供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

* 一  
  変更をしようとする部分を明らかにした現行の託送供給約款
* 二  
  新施行規則第二十二条第二号の事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとするときは、託送料金算定規則第十九条に規定する書類
* 三  
  新施行規則第二十二条第二号の事項を変更（消費税等相当額のみの変更に限る。）しようとするとき又は同条第三号若しくは第四号の事項を変更しようとするときは、供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書

##### ３

改正法附則第九条第三項の規定による託送供給約款の公表は、平成十六年三月一日までに、営業所及び事務所に掲示することにより、これを行わなければならない。

##### ４

改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて準用される新ガス事業法第二十二条第四項後段の規定による届出をした者は、当該届出後遅滞なく、同項の規定による届出をした託送供給約款を営業所及び事務所に掲示することにより公表しなければならない。

#### 第七条（ガス導管事業の届出）

改正法附則第十二条第二項の規定による届出をしようとする者は、新施行規則様式第二十一の七のガス導管事業（変更）届出書に、新施行規則第二十二条の七各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

#### 第八条

改正法附則第十三条第二項の規定による届出をしようとする者は、新施行規則様式第二十一の七のガス導管事業（変更）届出書に、新施行規則第九十七条各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

#### 第九条

改正法附則第十三条第二項の規定による届出をした者についての新施行規則第九十七条の八において準用する新施行規則第二十二条の二第一項、第二十二条の五及び第二十二条の六第一項の規定の適用については、これらの規定中「その実施の日の十日前」とあるのは、「その実施の日」とする。

# 附則（平成一六年二月二五日経済産業省令第二一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

# 附則（平成一六年三月一六日経済産業省令第三一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第二条及び次条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年三月二九日経済産業省令第四四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成一七年一月一七日経済産業省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

# 附則（平成一七年三月一一日経済産業省令第二一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成一七年五月三一日経済産業省令第六二号）

この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

# 附則（平成一七年九月一日経済産業省令第八六号）

この省令は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。

# 附則（平成一八年一二月二二日経済産業省令第一〇六号）

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。  
ただし、第百六条から第百八条まで及び第百十条の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附則（平成一八年一二月二八日経済産業省令第一二一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。  
ただし、次条から附則第四条までの規定は公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令による改正後のガス事業法施行規則（以下「新規則」という。）第四条の二に規定する範囲に係る託送供給を行おうとする一般ガス事業者又はガス導管事業者は、この省令の施行前においても、当該託送供給に関するガス事業法（以下「法」という。）第二十二条第一項（法第三十七条の八において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による託送供給約款の届出又は法第二十二条第二項（法第三十七条の八において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による託送供給約款の変更の届出を行うことができる。  
当該託送供給に関する法第二十二条第五項（法第三十七条の八において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による託送供給約款の公表についても、同様とする。

##### ２

平成十九年四月一日から新規則第四条の二に規定する範囲に係る託送供給を行おうとする一般ガス事業者又はガス導管事業者は、平成十九年二月二十二日までに、当該託送供給に関する法第二十二条第一項の規定による託送供給約款の届出又は同条第二項の規定による託送供給約款の変更の届出を行うものとする。  
当該託送供給に関する同条第五項の規定による託送供給約款の公表についても、同様とする。

#### 第三条

新規則第四条の二に規定する範囲に係る託送供給を行おうとする一般ガス事業者又はガス導管事業者は、この省令の施行前においても、当該託送供給に関する法第二十二条の二第一項（法第三十七条の八において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による託送供給条件（新規則第二十二条の六に規定する託送供給条件をいう。以下同じ。）の届出又は変更の届出を行うことができる。

##### ２

平成十九年四月一日から新規則第四条の二に規定する範囲に係る託送供給を行おうとする一般ガス事業者又はガス導管事業者は、平成十九年三月二十二日までに、当該託送供給に関する法第二十二条の二第一項の規定による託送供給条件の届出又は変更の届出を行うものとする。

#### 第四条

新規則第三条第一項各号の要件に該当する大口供給（一の供給地点について供給を約した年間のガス供給量が、熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で、十万立方メートル以上五十万立方メートル未満供給するものに相当する量であるものに限る。以下同じ。）を行おうとする一般ガス事業者、ガス導管事業者又は大口ガス事業者は、この省令の施行前においても、当該大口供給に関する法第二十三条第一項、第三十七条の七の三第一項又は第三十七条の九第一項の規定による届出を行うことができる。

##### ２

平成十九年四月一日から新規則第三条第一項各号の要件に該当する大口供給を行おうとする一般ガス事業者、ガス導管事業者又は大口ガス事業者は、平成十九年三月一日までに、当該大口供給に関する法第二十三条第一項、第三十七条の七の三第一項又は第三十七の九第一項の規定による届出を行うものとする。

# 附則（平成一九年三月二二日経済産業省令第一三号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附則（平成一九年六月二九日経済産業省令第四五号）

この省令は、平成十九年七月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年七月三〇日経済産業省令第四九号）

##### １

この省令は、平成二十年七月三十一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にガス事業法（以下「法」という。）第三条の許可を受けている者、法第三十七条の七の二第一項の規定による届出をしている者又は法第三十七条の九第一項の規定による届出をして大口供給を行っている者が行う法第二十九条の規定によるガスの成分の検査方法については、この省令による改正後のガス事業法施行規則第二十九条第一項第一号の規定にかかわらず、平成二十一年一月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

##### ３

この省令の施行の際現に法第三条の許可を受けている者、法第三十七条の二の許可を受けている者、法第三十七条の七の二第一項の規定による届出をしている者又は法第三十七条の九第一項の規定による届出をして大口供給を行っている者が行う法第二十一条の規定によるガスの熱量の測定結果を記録する様式第十七については、この省令による改正後のガス事業法施行規則第二十九条第三項第一号の規定にかかわらず、平成二十一年一月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成二〇年一二月一日経済産業省令第八二号）

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

# 附則（平成二二年五月二七日経済産業省令第二七号）

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

# 附則（平成二三年一一月二一日経済産業省令第六〇号）

この省令は、平成二十三年十一月二十一日から施行する。

# 附則（平成二四年三月二三日経済産業省令第一六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第一条中電気事業法施行規則附則第十七条の改正規定及び次条から附則第九条までの規定  
    
    
  公布の日
* 二  
  略
* 三  
  ガス事業法施行規則第四条の二第二項の改正規定  
    
    
  平成二十四年四月十五日

#### 第四条（ガス事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

この省令による改正後のガス事業法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第四条の二第二項第一号に規定する場合（一の供給地点について供給を約した年間のガス供給量が、熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で、十万立方メートル以上百万立方メートル未満供給するものに相当する量であるものに限る。以下同じ。）における託送供給を行おうとする一般ガス事業者又はガス導管事業者は、この省令の施行前においても、当該託送供給に関するガス事業法第二十二条第一項（ガス事業法第三十七条の八において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による託送供給約款の届出又はガス事業法第二十二条第二項（ガス事業法第三十七条の八において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による託送供給約款の変更の届出を行うことができる。当該託送供給に関するガス事業法第二十二条第五項（ガス事業法第三十七条の八において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による託送供給約款の公表についても、同様とする。

##### ２

平成二十四年四月十五日から新規則第四条の二第二項第一号に規定する場合における託送供給を行おうとする一般ガス事業者又はガス導管事業者は、平成二十四年四月五日までに、当該託送供給に関するガス事業法第二十二条第一項の規定による託送供給約款の届出又は同条第二項の規定による託送供給約款の変更の届出を行うものとする。当該託送供給に関する同条第五項の規定による託送供給約款の公表についても、同様とする。

##### ３

新規則第四条の二第二項第一号に規定する場合における託送供給を行おうとする承認一般ガス事業者又は承認ガス導管事業者は、この省令の施行前においても、当該託送供給に関するガス事業法第二十二条の二第一項（ガス事業法第三十七条の八において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による託送供給条件の届出又は変更の届出を行うことができる。

##### ４

平成二十四年四月十五日から新規則第四条の二第二項第一号に規定する場合における託送供給を行おうとする承認一般ガス事業者又は承認ガス導管事業者は、平成二十四年四月五日までに、当該託送供給に関するガス事業法第二十二条の二第一項の規定による託送供給条件の届出又は変更の届出を行うものとする。

# 附則（平成二四年三月三〇日経済産業省令第二四号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 附則（平成二五年一〇月二八日経済産業省令第五四号）

この省令は平成二十五年十月二十八日から施行する。

# 附則（平成二五年一二月二六日経済産業省令第六五号）

この省令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

# 附則（平成二六年八月七日経済産業省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年二月二日経済産業省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年三月二四日経済産業省令第三五号）

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二八年七月一四日経済産業省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年三月二八日経済産業省令第一五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

#### 第二条（ガス事業法第二条第四項第一号の経済産業省令で定める範囲等を定める省令等の廃止）

次に掲げる省令は、廃止する。

* 一  
  ガス熱量変更引当金に関する省令（平成七年通商産業省令第五号）
* 二  
  ガス事業法第二条第四項第一号の経済産業省令で定める範囲等を定める省令（平成二十八年経済産業省令第六十八号）
* 三  
  ガス小売事業者等の保安業務に関する省令（平成二十八年経済産業省令第七十六号）
* 四  
  ガス小売事業の登録の申請等に関する省令（平成二十八年経済産業省令第八十五号）
* 五  
  ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令（平成二十八年経済産業省令第百三号）

#### 第三条（経過措置）

平成二十九年度の供給計画に係る改正法第五条の規定による改正後のガス事業法第十九条第一項、第五十六条第一項、第八十一条第一項及び第九十三条第一項の規定による届出は、平成二十九年五月三十一日までに行わなければならない。

#### 第四条

この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前二年以内に第百九十七条第一項第二号イ又はロ（当該ロの表の上欄（５）に掲げる消費機器に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する周知を行っていない場合における当該周知については、同号イ又はロの規定にかかわらず、施行日から起算して一年以内に行うものとする。

#### 第五条

改正法附則第十三条第一項の規定により改正法第五条の規定による改正後の法第三十五条の許可を受けたものとみなされる同項に規定する旧一般ガス事業者が、施行日前四十月以内に自ら実施した第二百条第一項第一号の表の上欄イ及びロに規定する調査に係る第二百一条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「法第百五十九条第四項の規定により通知された」とあるのは、「自ら実施した」とする。

#### 第六条

施行日前に発生した、第一条の規定による改正前のガス事業法施行規則第百十一条から第百十三条までに係る報告については、なお従前の例による。

#### 第七条

電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第四十号。以下「整備等政令」という。）第三十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした者についての第一条の規定による改正後のガス事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第百十九条第一項、第百二十一条第一項及び第百二十三条の規定の適用については、これらの規定中「その実施の日の十日前」とあるのは、「その実施の日」とする。

#### 第八条

整備等政令第三十七条第四項の規定による届出をした者についての新施行規則第六十九条及び第七十二条の規定の適用については、これらの規定中「その実施の日の十日前」とあるのは、「その実施の日」とする。

# 附則（平成三〇年三月三〇日経済産業省令第八号）

この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

# 附則（平成三一年一月三〇日経済産業省令第八号）

##### １

この省令は平成三十一年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にガス事業法第二十四条第一項、第六十四条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十七条第一項の届出をしている者の当該届出に係る保安規程については、この省令による改正後のガス事業法施行規則第二十四条第一項第六号、第九十二条第一項第六号（第百三十一条第一項において準用する場合を含む。）又は第百四十八条第一項第六号の規定にかかわらず、平成三十一年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。